

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 3 年 3 月 1 0 日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般の報告
- 第4 施政方針
- 第5 報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）
- 第6 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第7 議案第4号 興津排水機場水処理設備工事請負契約の一部を変更する契約の締結について
- 第8 議案第5号 興津排水機場除塵機・ゲート設備工事請負契約の締結について
- 第9 議案第6号 令和2年度四万十町一般会計補正予算（第8号）
- 第10 議案第7号 令和2年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第11 議案第8号 令和2年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第4号）
- 第12 議案第9号 令和2年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第4号）
- 第13 議案第10号 令和2年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第11号 令和2年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 第15 議案第12号 令和2年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第16 議案第13号 令和2年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第4号）
- 第17 議案第14号 令和2年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第4号）
- 第18 議案第15号 令和2年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第16号 令和2年度四万十町水道事業会計補正予算（第3号）

- 第20 議案第17号 四万十町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定について
- 第21 議案第18号 四万十町第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定について
- 第22 議案第19号 四万十町家地川地域活性化拠点施設条例について
- 第23 議案第20号 四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例について
- 第24 議案第21号 四万十町移住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第25 議案第22号 四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第26 議案第23号 四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第27 議案第24号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第28 議案第25号 四万十町基金条例の一部を改正する条例について
- 第29 議案第26号 四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第30 議案第27号 四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第31 議案第28号 四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第32 議案第29号 四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第33 議案第30号 四万十町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 第34 議案第31号 四万十町まちづくり基本条例の一部を改正する条例について
- 第35 議案第32号 四万十町作屋就業改善センターに係る指定管理者の指定について
- 第36 議案第33号 四万十町興津地区多目的集会所に係る指定管理者の指定について
- 第37 議案第34号 四万十町大正北ノ川多目的集会所に係る指定管理者の指定について
- 第38 議案第35号 四万十町江師生活改善センターに係る指定管理者の指定について
- 第39 議案第36号 四万十町瀬里集会所に係る指定管理者の指定について

- 第40 議案第37号 四万十町小野農業構造改善センターに係る指定管理者の指定について
- 第41 議案第38号 四万十町十和東部地区交流センターに係る指定管理者の指定について
- 第42 議案第39号 四万十町河内集会所に係る指定管理者の指定について
- 第43 議案第40号 四万十町井崎集会所に係る指定管理者の指定について
- 第44 議案第41号 四万十町十和川口集会所に係る指定管理者の指定について
- 第45 議案第42号 四万十町里川入会林総合利用センターに係る指定管理者の指定について
- 第46 議案第43号 四万十町昭和高齢者創作館に係る指定管理者の指定について
- 第47 議案第44号 四万十町立ひかり保育所に係る指定管理者の指定について
- 第48 議案第45号 四万十町大正老人福祉センターに係る指定管理者の指定について
- 第49 議案第46号 四万十町十和高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定について
- 第50 議案第47号 四万十町十和高齢者生活支援ハウスに係る指定管理者の指定について
- 第51 議案第48号 四万十町十和認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定について
- 第52 議案第49号 四万十町大正生活支援住宅青空に係る指定管理者の指定について
- 第53 議案第50号 四万十町デイサービスセンター百年荘に係る指定管理者の指定について
- 第54 議案第51号 四万十町デイサービスセンター緑林荘に係る指定管理者の指定について
- 第55 議案第52号 四万十町デイサービスセンターさくら貝に係る指定管理者の指定について
- 第56 議案第53号 四万十町昭和基幹集落センターに係る指定管理者の指定について
- 第57 議案第54号 地吉農産物処理加工施設に係る指定管理者の指定について
- 第58 議案第55号 四万十町興津青少年旅行村に係る指定管理者の指定について
- 第59 議案第56号 四万十町興津農水産物加工直販センターに係る指定管理者の指定について
- 第60 議案第57号 四万十町三島キャンプ場に係る指定管理者の指定について
- 第61 議案第58号 四万十町ライダーズイン四万十に係る指定管理者の指定について
- 第62 議案第59号 四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」に係る指定管理者の指

定について

- 第63 議案第60号 四万十町湯の里ふれあいの家「松葉川温泉」に係る指定管理者の指定について
- 第64 議案第61号 四万十町四万十緑林公園に係る指定管理者の指定について
- 第65 議案第62号 窪川四万十会館に係る指定管理者の指定について
- 第66 議案第63号 四万十町窪川B&G海洋センターに係る指定管理者の指定について
- 第67 議案第64号 令和3年度四万十町一般会計予算
- 第68 議案第65号 令和3年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算
- 第69 議案第66号 令和3年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算
- 第70 議案第67号 令和3年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算
- 第71 議案第68号 令和3年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算
- 第72 議案第69号 令和3年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第73 議案第70号 令和3年度四万十町介護保険事業特別会計予算
- 第74 議案第71号 令和3年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算
- 第75 議案第72号 令和3年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計予算
- 第76 議案第73号 令和3年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算
- 第77 議案第74号 令和3年度四万十町下水道事業特別会計予算
- 第78 議案第75号 令和3年度四万十町水道事業会計予算
- 第79 請願・陳情

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第79まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（16名）

1番	酒井祥成君	2番	槇野章君
3番	林健三君	4番	古谷幹夫君
5番	緒方正綱君	6番	武田秀義君
7番	吉村アツ子君	8番	下元昇君
9番	水間淳一君	10番	中屋康君
11番	岩井優之介君	12番	田邊哲夫君

13番 堀 本 伸 一 君

14番 村 井 眞 菜 君

15番 橋 本 章 央 君

16番 味 元 和 義 君

~~~~~

欠 席 議 員 (0名)

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長 中 尾 博 憲 君 副 町 長 森 武 士 君

政 策 監 大 元 学 君 会 計 管 理 者 清 藤 泰 彦 君

総務課長兼選挙管理委員会事務局長 熊 谷 敏 郎 君 危 機 管 理 課 長 川 上 武 史 君

企 画 課 長 山 本 康 雄 君 農 林 水 産 課 長 池 上 康 一 君

にぎわい創出課長 植 村 有 三 君 税 務 課 長 松 田 好 文 君

町 民 課 長 本 山 桂 三 君 建 設 課 副 課 長 竹 内 幸 喜 君

建 設 課 副 課 長 下 元 敏 博 君 健 康 福 祉 課 長 長 森 伸 一 君

高 齢 者 支 援 課 長 三 本 明 子 君 環 境 水 道 課 長 武 内 伸 介 君

教 育 長 山 脇 光 章 君 教 育 次 長 浜 田 章 克 君

生 涯 学 習 課 長 林 瑞 穂 君 学 校 教 育 課 長 西 谷 典 生 君

農 業 委 員 会 事 務 局 長 西 田 尚 子 君 農 業 委 員 会 会 長 林 幸 一 君

代 表 監 査 委 員 田 邊 幹 男 君 総 務 課 財 政 班 長 津 野 博 君

大正・十和診療所事務局長 国 澤 豪 人 君 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 事 務 長 川 村 裕 之 君

大正地域振興局

局 長 兼 地 域 振 興 課 長 山 本 安 弘 君 町 民 生 活 課 長 佐 々 木 優 子 君

十和地域振興局

局 長 兼 地 域 振 興 課 長 富 田 努 君 町 民 生 活 課 長 細 川 理 香 君

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長 長 谷 部 卓 也 君 次 長 三 宮 佳 子 君

書 記 友 永 龍 二 君

~~~~~

午前 9 時30分 開会

○議長（味元和義君） 改めまして、皆様、おはようございます。

ただいまより令和 3 年第 1 回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7 番吉村アツ子君及び 9 番水間淳一君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては、一昨日の 3 月 8 日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長田邊哲夫君。

○議会運営委員長（田邊哲夫君） おはようございます。議会運営委員会より、会期日程について協議の結果を報告いたします。

第 1 回四万十町定例会会期は本日10日から 3 月19日までの10日間としたいと思います。なお、一般質問につきましては、8 日の締切り時点で10名の方から通告がございました。よって、7 日目 3 月16日に 5 名、8 日目 3 月17日に 5 名、計10名となっています。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は、本日の 3 月10日から 3 月19日までの10日間であります。

お諮りします。

令和 3 年第 1 回定例会の会期は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、令和 3 年第 1 回定例会の会期は本日から 3 月19日までの10日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定等につきましては、お手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第4項並びに同法同条第2項の規定により定期監査、行政監査の報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告があっております。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧を願います。

次に、会議規則第129条議員の派遣について、その結果を報告します。

1月2日に窪川四万十会館で開催されました令和3年四万十町成人式に議長、副議長、教育民生常任委員長が出席しました。

1月30日、小鳩保育所落成記念式典に議長、副議長、教育民生常任委員長が出席しました。

2月17日、県民座談会「濱田が参りました」に議長、副議長が出席しました。

議長が出席しました議長会等の件につきましてもお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第4、施政方針を行います。

町長より施政方針及び行政報告を行いたいとの旨の申出があっております。これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 皆さん、改めまして、おはようございます。この3月定例会に当たりまして、施政方針を申し述べたいと思います。

本日、議員の皆様のご出席を賜りまして、令和3年3月四万十町議会定例会が開催されますことを厚く御礼を申し上げます。また、令和3年度の予算案及び議案を提出するに当たり、町政運営に対する私の基本的な考え方につきまして申し述べる機会を賜り、厚く御礼を申し上げます。議員各位並びに町民の皆様には町政運営に対し、温かいご理解とご協力を賜りますこと、感謝を申し上げ、併せてよろしくお願いを申し上げたいと思います。

私は平成26年4月に就任以来、町民の皆様並びに町議会議員、団体、事業所の多くの皆様のご支援とご協力を賜りまして、町政を担当させていただき、令和3年度が私の2期目の最終年度を迎えます。就任以来一貫して私の公約であります人材の育成、子育て・教育・福祉の充実、移住定住対策、地場産業の振興と起業の支援、町民の命と財産を守る防災対策、町のにぎわいの創出などを行政施策の中心に据え、常に全力で町政を推進してま

いました。

これら施策の推進に当たりましては、多くの関係者や町民の皆様の前向きな取組と町職員や関係する団体、事業所の皆様のご尽力によりまして、目標に向かって動き始めておるところでございます。

令和3年度は2期目の集大成の年として位置付けておりまして、ここにこれまでの施策分野ごとに、実績等も評価して考察するとともに、令和3年度において特に重点的に推進する項目について、その所信の一端を述べさせていただきたいと思います。

まず初めに、就任以来の取組とその主な成果についてご説明を申し上げます。

公約の大きな柱として位置付けました人材育成においては、平成28年に人材育成推進室を設置し、その翌年には人材育成推進センターとして機能を強化し、四万十町人づくり戦略に基づきまして、未来塾、四万十塾、産業振興塾の三つの柱を中心に、高校応援大作戦やビジネスプランコンテストの実施、農業者ネットワークの設立など、人材の確保、育成とネットワークづくりを進めてまいりました。

その結果、町営塾「じゅうく。」への登録者及び通塾者数の増加や大学進学者等の増加といった実績を始め、ビジネスプランコンテストへの応募数の増加やプランの実現に向けた動き、さらには中山間地域の暮らしや産業を守り、次世代へと引き継ぐための地域産業の担い手や地域リーダーの育成を支援する活動も着々と進めているところでございます。

次に、子育て支援分野におきましては、ファミリーサポートセンターや子育て世代包括支援センターの開設、各種支援制度の充実や環境整備等によりまして出生数の増加につながる取組や子育て・教育環境の充実を図ってまいりました。

また、健康推進分野では町民の皆様の健康増進対策として、健康ウォーキングを導入し、町民自らが健康づくりに努めていただくことで生活習慣病の予防や介護予防による健康寿命の延伸対策を進めてきたところでございます。

さらに、高齢者福祉分野では高齢者支援の充実を図るため高齢者支援課を設置したほか、自立した在宅生活を送ることが困難、または不安な低額所得高齢者が安心して生活するための高齢者安心生活支援住宅を平成28年度に整備するとともに、在宅介護手当の支給額の引上げや対象要件の拡充など、在宅介護の推進と併せて、高齢者の自立支援や介護予防等を進めてきたところであります。

次に、本町の強みを生かしたにぎわいの創出として、移住定住促進におきましては、都市部の方の相談窓口として平成30年に四万十町東京オフィスを開設し、四万十町のPRや四

万十町出身者を含めたファンコミュニティの育成など、移住者の増加につながる取組を進めてまいったところでございます。その結果、移住実績は令和元年度までの過去5年間で445組、625人となっているほか、農業を職業とする移住もあり、新規就農者の増加にもつながっておるものと考えております。

また、観光振興面では県の観光キャンペーンと連動した自然体験型観光を推進し、町内の観光資源の磨き上げと受入れ体制の拡充を進めておりまして、道の駅四万十とおわに隣接して整備した四万十川ジップラインでは、昨年6月のオープンから8か月で利用者1万人を達成したところでございます。

このような成果は、四万十川を始めとする豊かな自然環境や資源といった本町の強みを生かし、効果的な情報発信や町単独による移住イベントの開催、さらには町内における受入れ施設の整備を進めてきた成果であると考えておるところでございます。

また、平成28年度から開始した若者定住促進支援事業や家族支え合い居住支援事業といった補助制度は、合わせて毎年30件ほどの活用実績となっておりまして、世代間の支え合いによる家族の絆づくりや若者世代を中心とした定住につながっているほか、新築住宅の着工戸数にも好影響を与えておるものと考えております。

次に、地場産業の充実・発展に関する施策におきましては、就任以来、取組を進めてまいりましたふるさと納税の寄附金も年々増加し、令和2年度の寄附額は14億5,000万円を見込んでおります。また、これを原資とした基金を財源として、ふるさとの未来を担う子ども支援など、新規事業や既存事業の拡充などに有効活用しておりまして、本町にとって貴重な財源となっているほか、町内の返礼品取扱事業者数は平成27年度の44事業者から、令和2年度には72事業者へ、返礼品も200品目から400品目へそれぞれ増加しており、地場産業の発展や地域経済への波及効果にもつながっております。

さらに、地産外商の推進では平成30年度に地産外商室を設置し、首都圏及び関西圏への販路拡大や地域商社の育成、商品力の向上など、町内30余りの事業者に対する支援や協力に取り組んでまいりました。その結果、平成30年度から令和元年度までの2か年で取引件数274件、取引金額9,200万円余りの販路拡大につながったほか、商品力の向上においては個別セミナーを開催し、商品のパッケージデザインや使用する原料の変更を行うなど、商品の磨き上げを支援しております。加えて、令和2年度からは外商ニーズに基づいた高収益が期待できる新規作物の試験栽培を行いまして、一定の評価もいただいていることから、今後は町内での栽培が定着し、作付けの拡大につなげられるよう、関係機関とも連携

し、取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症禍において商談会など販路拡大の機会がなくなり、厳しい状況の中でインターネット環境を活用したウェブ商談など、新たな生活様式に沿った商談の機会づくりにも努めておるところでございます。

次に、防災対策におきましては、喫緊の課題として取り組んでおります沿岸部の津波避難対策において、避難広場などのハード整備は一定完了の見通しとなっておりまして、現在、避難行動要支援者の避難対策に取り組んでおるところでございます。また、災害対応で最も重要となる避難所対策においては、感染症への対応も含めた環境整備を地元の自主防災組織と共に検討し、充実を図っております。

このほか、平成26年の窪川市街地における浸水被害や西日本豪雨等を教訓とした風水害、土砂災害への対策も推進し、様々な災害から町民の命と暮らしを守る取組を進めてまいりました。

以上がこれまでの主な取組や成果でございますが、これらの中には四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略で目標としておりました年間100人の出生数について、様々な施策を講じてきたにも関わらず、計画策定後に1度しか達成できていないなど成果に結びついていないものもあります。また、吉見川浸水対策のように、当初予定していた事業の一部が実施困難となり、十分な浸水対策に至っていないといった状況もございます。このような課題に対しましては、前例や固定観念にとらわれず、新たな視点と発想で検証・改善し、それぞれの施策が一体となった政策として機能させることで、今後の具体的な取組につなげていきたいと思っております。

続きまして、令和3年度において特に重点的に推進する項目について、私の考え方を述べさせていただきます。

1年前、多くの人々が想定し難かった新型コロナウイルス感染症の蔓延、世界中で猛威を振るい、本町においても町民の皆様の生活や経済に大きな打撃を与えるなど、この1年は新型コロナウイルス感染症対策の名の下に、感染症対策や生活支援、事業者支援といった守りの1年となったところでございます。

一方、このような状況においても新型コロナウイルス感染症の収束を見据えた準備を進めてまいりましたが、令和3年度にはこれらを着実に実行し、一步ずつではありますが、前に向かって進んでいかなければなりません。このためにはこれまで講じてきた守りはもちろんのこと、いわゆる「ウィズコロナ」や「アフターコロナ」と言われる新たな生活様

式や働き方といった変化に対応していく共存、さらには本町の強みを生かした攻めへと転じていく必要がございます。

数多くの出版物を手がける宝島社が毎月発行している雑誌『田舎暮らし』の中で、2021年版住みたい田舎ランキングが発表されました。その中の町部門において、240自治体中本町は、若者世代が住みたい田舎部門で第3位、子育て世代が住みたい田舎部門で14位、シニア世代が住みたい田舎部門と総合部門でそれぞれ7位を獲得するなど、田舎暮らしを求める方々から高い評価を得ております。

このように新型コロナウイルス感染症禍を契機として、リモートワークによる働き方や働く場所、生活拠点の変化など、地方の重要性が改めて見直され、注目を浴びる中、この契機を好機として捉え、移住促進策のさらなる推進を図ってまいりたいと考えております。

また、移住につなげるための関係人口の創出も非常に重要となるため、観光分野では四万十川を始めとする豊富な観光資源を最大限に生かし、本町の誘客や町のPRにつなげていきたいと考えておるところでございます。そのためには新型コロナウイルス感染症禍における受入れ体制をしっかりと構築した上で、タイミングやターゲットなどを的確に見極めながら、より効果的な施策の推進に努めてまいります。

さらにこれらの取組が本町の課題である担い手不足や、事業承継といった人材の確保や移住につながるよう、関係各課による横断的な取組や関係機関との連携により一体的に取り組んでまいります。

また、移住施策はこの町の存続をかけた定住への橋掛けに過ぎません。生まれたときからこの町で暮らしている方々も含め、町民の皆様の満足度が向上し、そのことが定住へとつながり、このまちに住んで良かったと感じていただけるためには生活環境が重要となります。そのためには住環境の整備を始め、子育て支援、教育環境の充実、医療・福祉体制の充実、就労の場の確保や労働環境の改善、さらにはデジタル化への対応など、きめ細かな生活環境の整備に努め、それぞれの施策が一体的な政策となり、さらなる定住へつながるよう、推進してまいります。

次に、定住を進めていく上で重要となるのが人材の確保と育成であります。四万十町人づくり戦略の基本理念であります「わがまち四万十町を愛し、わがまち四万十町の元氣をつくる人材の育成」を実現するためには地域で自らが挑戦し、地域を元氣にする人材を育成することが重要でありまして、そのことがこの町の新しい可能性を開き、未来を支える

基盤づくりへとつながっていくものと考えております。

そのためにまず重要となるのは人材の確保でございます。我が国にとって大きな問題となっている人口減少に加えまして、本町では保育や医療、福祉現場における専門職や労働力が不足しておりまして、さらには農林水産業や商工業といった分野での後継者や担い手不足、事業承継といった課題が顕著に表われてきておりまして、早急な対策が求められておるところでございます。人口減少という単純な切り口ではなく、今この町にどのような人材が求められているのか、また、必要な人材をいかに確保していくのかについて、関係各課が連携しながら積極的に取り組んでいきたいと考えております。

その上で、子どもたちの郷土愛を育むためのふるさと教育や、子どもたちの未来への投資につながる教育環境の充実、さらには、この町の産業を興し、支えていくために必要な学ぶ場の提供やネットワークづくりを通じて、定住につながる施策を強力に進めてまいり所存でございます。

移住定住を促進し、人材育成とネットワークづくりを進めていくためには、この町への人の流れとまちなかを中心としたにぎわいが重要でありまして、そのためには窪川、大正、十和地域それぞれの市街地の再生とこれらを結ぶ拠点整備が必要となります。これまでもご説明申し上げてきたとおり、本町では文化的施設の整備に向けた取組を進めてまいりましたが、この施設を図書館や美術館機能だけの単なる社会教育施設として整備するのではなく、コミュニティ機能を持たせることで施設が町民の皆様の課題解決の場となり、さらには町の将来を担う子どもたちの未来への投資として地域間交流や生涯学習を通じ、人々が集い、知識や人脈を築いていくことのできるまちづくりの拠点となるよう整備を進めてまいります。

また、そのための組織体制として、これまで教育委員会で担ってきた文化的施設の整備を町長部局で所管することといたしまして、企画課内に文化的施設整備推進室を設置して、重点的に取り組んでまいります。さらには文化的施設を一つの核として、窪川市街地のまちなか再生にも取り組むとともに、大正・十和地域ではそれぞれ市街地再生計画を策定し、実行していくことで、各地域の市街地再生と四万十町が一体となったまちづくりを進めてまいります。

社会的、国際的な課題として忘れてはならない視点がSDGsであります。国連で採択された持続可能な開発目標として17のゴールを掲げられ、2030年までに持続可能な未来を達成することを目指すものでございまして、官民連携の下、各分野での取組が進められており

ます。本町においても第2期四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略との一体的な推進を掲げまして、取組を進めておりますが、SDGsの推進は本町が抱える様々な分野の課題に直結しておりまして、また解決にもつながっていくものと考えておるところでございます。

特に本町が取組の第一歩として進めております食品ロスをなくす取組は、自然豊かな本町の環境問題のみならず、産業や経済といった様々な分野の課題解決につながります。さらに、人権問題や健康と福祉・教育といったそれぞれの目標を達成することが住み続けられるまちづくりへとつながります。誰1人取り残さないSDGsの基本理念は、町民一人一人はもとより、我が町のことだけを考えるのではなく、こういった大きな視点での取組や政策を実現していくことで、全国に誇れる四万十町ならではのまちづくりを進めたいと考えております。

以上、令和3年度の町政運営に当たり、特に重要な点につきまして、私の考え方を述べさせていただきます。

これに基づく当初予算案の概要については、後ほど、提案理由としてご説明いたしますが、冒頭でも申し上げましたとおり、令和3年度は新型コロナウイルス感染症への守りを徹底しつつ、新型コロナウイルス感染症との共存、さらには本町の強みを生かした攻めへと転じるときでもあります。そのためには様々な場面、局面で潮流をしっかりと見極めながら、新時代にふさわしい新たな視点と戦略によりまして、町民の誰もが四万十町に住んでよかったと思えるまちづくりに向けて精いっぱい取り組んでまいり所存でございます。

続いて、行政報告を申し上げたいと思います。

さきの12月定例会以降の主要な行政運営等に関しまして、ご報告を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、昨年末から全国的に第3波と言われる感染拡大が見られるようになり、その抑制のため1月7日に緊急事態宣言が発出されるなど、様々な対策が講じられてきたところでございます。高知県におきましても飲食店の営業時間短縮などの取組が行われまして、感染拡大はこのところ落ち着きを見せておりますが、全国的な感染状況を考えますと、まだまだ安心できる状況にないと考えております。

このような中、いよいよ医療従事者を対象としたワクチン接種が開始され、国においては全国民を対象にした早期の接種完了への取組が行われておりますが、ワクチンの確保など様々な課題があり、想定どおりには進んでいない状況にあります。

本町においては、3月中旬から予定されておりました医療従事者への優先接種の実施も流動的になっており、4月からの予定の高齢者への接種につきましても、国や県の動きに合わせまして円滑にワクチン接種が実施できるよう、全庁挙げて準備を進めておりますが、不確定な要素も多く、現段階では明確な接種スケジュールをお知らせできない状況でございます。

しかしながら、ワクチンが4月下旬に全国に行き渡るとの想定で、去る3月3日に集団接種に向けての課題を整理するため、ワクチン接種の模擬訓練を行っております。本町での集団接種は農村環境改善センターときらら大正での実施を予定しておりまして、個別接種については町内の医療機関で実施できるよう、具体的な体制や日程等について、各医療機関との調整を進めておるところでございます。

また、接種を受けるために必要な接種券につきましては、厚生労働省の手引に沿って、3月下旬をめどに65歳以上の方から発送するよう準備を進めるとともに、接種会場の混雑回避のため事前予約制とし、その受付を行う予約受付等相談センターを4月上旬に開設することとしております。

ワクチン接種はその流通量などにより、さらなる日程等の見直しも想定されますので、町民の皆様におかれましては、引き続き感染症予防へのご協力と今後の町のワクチン接種情報へのご注意をいただきますよう、改めてお願いを申し上げます。

続きまして、佐賀取水堰の水利権更新について、ご報告を申し上げます。

本年4月7日に更新期限を迎える佐賀取水堰の水利権につきましては、今後、許可権者である国から高知県に対し、更新条件に関する意見照会が行われますので、その回答には3月末までに取水堰を有する自治体としての意見を添える予定であります。

本町として、これまでの経緯のほか、昨年8月と11月に計3回実施した地元住民との意見聴取会、四万十川東部漁協との意見交換会でのご意見等を踏まえまして、更新条件については、本年4月以降においても維持流量の下限を国のガイドラインの上限値である毎秒1.13 $\text{m}^3$ とし、水生生物の生息環境や夏季の高温期への配慮として現在の放流パターンを継続し、季節に応じて最大で毎秒3.4 $\text{m}^3$ に増加させること、また、許可期間は国の標準期間の20年ではなく、前回許可期間の10年となるよう意見を添えたいと考えております。

続きまして、学校給食センターの再構築について、ご報告いたします。

窪川、大正、十和地域にそれぞれ設置しております学校給食センターにつきましては、施設や設備の老朽化、学校給食法に基づく衛生管理基準上の課題等から窪川と十和の2施

設に再構築する方針を決定し、昨年9月以降、学校給食センター運営委員会や町議会を始め、大正地域の給食関係者や保護者等にご説明させていただいたところでございます。

これに対しましては多くの皆様からご意見をいただき、特に保護者の皆様には、大正学校給食センターについて、本年9月に休止することの説明について遅かったこと、また休止に理解を得るための詳しい資料等による説明が必要であることなどのご意見をいただいております。このため、本年1月に改めて再構築の進め方について教育委員会と協議し、今後については十分な時間をかけて丁寧に説明していくことを決定いたしました。なお、今後の説明会等の時期は改めてお知らせさせていただきたいと思っております。

続きまして、四万十川桜マラソンについてご報告いたします。昨年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止された四万十川桜マラソンにつきましては、現在、四国では同感染症の感染拡大が落ち着きを見せているため、参加者を四国在住の方に限定して十分な感染症対策を行った上で、本年3月28日に第13回大会を開催することが決定され、参加者の募集が行われたところでございまして、最終的には1,468人のランナーから申込みをいただき、当日に向け準備を進めているところでございます。

しかしながら、同大会の実行委員会においては、開催日までに感染者数が大幅に増加するなど、開催が困難となった場合はオンライン形式による大会に切り替える方針が決定されております。

新型コロナウイルス感染症禍にあえて開催することにつきましては、反対を含めて様々なご意見がありましたが、明るい話題を四万十町から発信したいという思いから、役員会や実行委員会で慎重に協議をしていただいて、決定させていただいたところでございます。町民の皆様におかれましては、ボランティアや感染予防に配慮した応援等へのご協力をお願い申し上げます。

続きまして、文化的施設についてご報告いたします。

平成29年度から取り組んでおります文化的施設の整備につきましては、本年度は基本設計業務とサービス計画策定業務を中心に準備を進めてまいりました。新型コロナウイルス感染症禍により町民の皆様への説明時期が遅れましたが、本年1月と2月には町内7会場で住民説明会を開催し、現状説明と意見交換を行っております。これらの説明会にご参加いただいた皆様からは、職員体制や運営方法に関するご提案、整備費用やランニングコストを心配するご意見、十和地域の読書環境の現状など、多くの貴重なご意見をいただいておりますので、これらのご意見を踏まえて、今後の取組を進めてまいります。

また、この文化的施設につきましては、図書館・美術館の機能と市街地の再生とまちづくりの拠点としての機能を併せ持つ施設になりますので、令和3年度以降は町長部局に文化的施設整備推進室を設置し、その整備に向けて町として一体的に取り組み、町民の皆様には今後も引き続き、十分な情報提供を行ってまいりたいと考えております。

また、基本設計の完了が本年度末となったため、実施設計業務や進入路拡幅に伴う用地補償費等の予算は令和3年度中の補正予算計上を予定しているところでございます。

以上が行政報告でございます。

議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（味元和義君） これで町長の施政方針を終わります。

これより議案を順次提案いたします。日程第5、報告第2号及び日程第6、報告第3号の説明の後、日程第7、議案第4号から日程第19、議案第16号までの13議案を上程説明し、審議、採決後、日程第20、議案第17号及び日程第21、議案第18号の2議案は上程説明、質疑後、教育民生常任委員会に付託を予定しております。日程第22、議案第19号から日程第78、議案第75号までの57議案は提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。日程第79、請願・陳情はそれぞれ所管の常任委員会に付託を予定しております。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第5、報告第2号専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第2号専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和2年9月9日に議決をいただきました家地川地域活性化拠点施設建築主体工事請負契約の一部を変更する契約を締結したものでございます。

変更の内容といたしましては、工事施工中の事情変更によるものでございまして、施設の雨漏りが確認されたことに伴う屋根の下地及び防水槽の補修を始め、教室のロッカー等撤去した際の床面下地の補修、電気設備の増設に伴う壁の補修等を行うものでございます。

これらの変更に伴いまして、令和3年2月17日に当初の請負代金額を29万7,000円増額

し、6,847万5,000円に変更契約を締結する専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第6、報告第3号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第3号専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、四万十町立川口小学校の校庭で発生いたしました財物事故の損害について、国家賠償法第2条第1項に基づく損害賠償の額を定めたものでございます。

事故の概要といたしましては、本年1月29日の午前10時頃、川口小学校の校庭に設置されております防球ネットが強風により倒れ、相手方の所有する建物の雨どいが破損したものでございまして、本年2月17日にその修理費用として3万4,100円の損害賠償金を支払う旨の示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） ただいまの町長から専決処分の報告がありました。内容は詳しく、議員の手元に写真つきで記載されておりますので、事故の状態は分かります。1月29日は金曜日、平日ですね。学校の授業がある時間帯ですね。まず、この写真を見ると、土台がこういう状態で、簡単にネットを張っていますので、強い風を受ければ倒れるということは予測可能ですね。恐らくこの家をボール等から守るためについ立てとして設置したのでしょうね。それが強風で倒れたということです。それでプラスチックの雨どいが破損したという状況だと思うわけですが、予測可能なこういったものを今までよくやっていたなという一つの思い。

それと併せて、じゃ、これを今後、防球ネットを設置しなきゃ家に損害が、また当たる可能性もあるわけですね。今後の対応も含めて、こういうことがあった、家の持主には迷惑がかかったと。それで、教育委員会としては今後こういう対策をしたんだというそこまでない。ただ、こんな事件がありました、損害賠償金額はこれだけでしたという報告で

済ましていいのかと。所有者には大変迷惑をかけたと町民の皆様におわびするのがまず筋じゃないですか。簡単に、事故がありました、補償金これだけでした、そういうものでは私はないと思いますが、今後の対策も含めて、今後、各学校施設でこういうことがないように、こんな対処をします、そういうことが本来は報告の中であつてしかるべきではないでしょうか、町長。いかがなものでしょうか。

○議長（味元和義君） 学校教育課長西谷典生君。

○学校教育課長（西谷典生君） もう少し詳細なご説明をしたいと思います。今回の事案ですが、新しく県道のバイパスができておるとしています。その郵便局のところに川口小学校の運動場があります。県道と郵便局の間にさらにポールを立てておりまして、県道側には可動式のネットを造っております。運動場を駐車場として利用するときにはそのネットを一部外して、開けて、車が入れる形になっております。一方、郵便局側は、先ほど議員おっしゃいました防球ネットを造って立てておりまして、そこは通常そのポールに固定をしております。

当日は学校行事がありまして、駐車場としてそこを使っております。ですから、そのときは可動式のネットを外して車を入れておったのですが、誤って通常固定しております防球ネットも緩めてしまったということがありまして、強風によって倒れたものでございます。小学校には今後の対応といたしまして、必ず固定部分は確認して可動式のネットを使うように指導もしております。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私からも地元の方におわびを申し上げたいと思います。当然、原課では接触もして、学校も含めてお断りしておるとしていますが、この教育委員会施設のみならず、今のご指摘のあった町の公共施設等においてもなるだけ早く、そういった危険性がないかどうかも含めて調査もさせていただきたいと思います。説明不足の点もあったかと思ひますが、そういったことでご理解いただければと思います。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第7、議案第4号興津排水機場水処理設備工事請負契約の一

部を変更する契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第4号興津排水機場水処理設備工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、令和2年5月11日に議決をいただきました興津排水機場水処理設備工事請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

主な変更内容といたしましては、ポンプ等を搬入搬出する際の出入口に設置したシャッターの老朽化が激しく、開閉に支障がありましたので更新するものでございます。また、主ポンプ分解時に損傷の激しい部品の材料費の追加や仮設ポンプ設置時に加工が必要であったグレーチングの製作費等、これらの変更に伴いまして、当初の請負代金額を532万4,000円増額し、2億4,968万9,000円で変更契約を締結するものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、議案第4号について質問してみたいと思いますけれども、説明資料に変更の内訳が書かれています。私が問題にしたいのはこの440万円の分ですね。内容を見ると、いわゆるポンプ場の搬出入口に設置してあるシャッターが老朽化したと。契約後に老朽したがでしょうかね。契約時に当然この施設の状況も把握しておくべきではないのかなと。ましてや開け閉めを今までしたことがないわけではないと思うんですね。老朽化したシャッターをこの際、一緒に契約しとこうという考えがどうしてなかったのかという私の考えですよ。

いつも私が言いたいのは、簡単に追加、追加で計上すりゃ何とかなるだろうという、そういう甘い計画の策定、予算計上の在り方。もう少ししっかりと計画時に現場を見て、工事内容を精査してもらおう。どうしてもやむを得ん追加はあり得るでしょう。でも、こんなのは、契約までにシャッターが1か月、2か月前に老朽するわけじゃないでしょう。それ

について、どう考えるのか。町長に答弁を求めたいと思います。

○議長（味元和義君） 建設課副課長下元敏博君。

○建設課副課長（下元敏博君） お答えいたします。

この老朽化したシャッターの件も踏まえてですけど、今回、この興津の排水機場の設備工事というのは施設並びに発電機、ポンプ等の点検調査を行った結果、こういう老朽化が判明したということで、今回、修繕、更新並びに維持を行ったところであります。確かに議員がおっしゃるとおりシャッターも以前から老朽していましたが、今回ポンプの工場への搬出も兼ねて、老朽が著しいことが判明しまして、変更の処理といたしました。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 副課長から答弁ありましたけれども、意味が分かりません。副課長、恐らくここで答弁するのは初めてじゃないかなと。緊張しているのは分かります。しかし、私が言いたいのは、確かにこれは処理設備工事ですので、ここまで目が行き届かなかったのか、気がつかなかったか分からんのですが、追加で上げてきたがでしょう。それであれば、議員の立場から言わせれば、なぜ当初にしっかりと、もうこの際、出入口のシャッターを新しくしようと、契約の中に含めておけば、わざわざ追加議案として上げなくてもよかったのではないかなというのが私の思いながです。そうすれば議会の議決も必要なかったがです。その他工事の92万4,000円だけの追加であればね。500万円を超えたから議会にわざわざ出さないかんがです。

だから、その点、私は反対するつもりはありませんが、しっかりと今後も含め、再々、注意がないように細心の努力をして議会に提案をしてもらうという、そういった覚悟の答弁を副課長からじゃなく町長からもらわんと私は承服できません。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私からお答えを申し上げたいと思います。

今回の件については、確かに担当者等々では不明な部分だったと思います。そこまでの、また調査の意識がなかったのかなということも含めて現状を把握してなかったというのが結果的にこういったことになったと思います。この案件はもとより、先ほども申し上げましたように、もう少し事業をするに当たっては動線も見ながら、当然、今、担当課長全部おりますので、今後そういったところも含めて、しっかり全体的な工事の概要も見込みながら設計に加えていきたいと思います。

そういったことで、今までは排水機場だけという意識だったと思いますので、その辺は当初に把握できていなかったことは私からもお断りを申し上げますけども、今後の発注工事についてはそういったところも含めて、準備工から始まって全てにおいて網羅できるような設計書の作成に向けて現場に指示しておきますので、今回の分についてはご了解いただければと思います。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

5 番緒方正綱君。

○5 番（緒方正綱君） 12番議員の続きになりますが、今回の変更で440万円ですか、シャッター工事。これ、ひょっとしたら落札率の関係で多少余裕がある中で、そしたら、最初、落札でどのぐらいの金額で落ちるか分からんという目いっぱい設備だけの予算の中で落札率が予定よりは少し下がったために、言うたら、予定の金額に多少余裕ができた。シャッターの老朽化はずっと前から多分分かっていたはずなんで、ちょっと余裕ができたので、その分で今回やろうかなということではないんでしょうか。

○議長（味元和義君） 建設課副課長下元敏博君。

○建設課副課長（下元敏博君） お答えいたします。

先ほど緒方議員からおっしゃったとおり、確かに落札金額で当初の金額自体が減額になりました。その範囲内で何とか本来なら行わないけれども、確かにその範囲内ということで金額は変わっていません。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号興津排水機場水処理設備工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてを採決します。

この評決は起立により行います。

議案第４号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。10時45分まで休憩します。

午前10時27分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第８、議案第５号興津排水機場除塵機・ゲート設備工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第５号興津排水機場除塵機・ゲート設備工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

昭和63年に整備いたしました奥津排水機場につきましては、長寿命化計画に基づく施設の更新及び修繕工事を行うこととしております。工事の実施に際しましては、２月３日に指名競争入札によりまして、同種工事实績のある10者に通知を行い、２月18日に入札に付しました結果、応札４者、辞退６者となり、紀和工業株式会社が１億2,060万円をもって落札いたしました。

この落札価格に10%の消費税額及び地方消費税1,206万円を加えた１億3,266万円をもって工事請負契約を締結するに当たり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号興津排水機場除塵機・ゲート設備工事請負契約の締結についてを採決します。

議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第9、議案第6号令和2年度四万十町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第6号令和2年度四万十町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業について、事業費の精査や活用事業の見直しを図っております。また、国の補正予算関連事業、施設の老朽化等に伴い早急に対応せざるを得ない修繕経費などのほか、本年度最終の補正予算となるため、事業費の確定見込みによる精査や、各節の減額といった所要の予算措置を講じたところでございます。

それでは、歳出予算の主な内容につきまして、予算科目の順にご説明申し上げます。

まず、2款総務費でございますが、1項3目財産管理費では、今後の防災対策事業に必要な財源を確保するため、防災まちづくり基金積立金に4,700万円の追加計上を行うなど積立金で合わせて5,506万5,000円を追加計上しております。

また、1項5目ケーブルシステム管理運営費では、風水害等への修繕対応といたしまして、指定管理料で440万2,000円を追加計上したほか、1項6目企画費では、県内15市町村で移動販売を行っている株式会社サンプラザに対し、県が行います移動販売車両購入支援

への負担金102万3,000円を計上しております。

また、3項1目戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカードの交付増加見込みに伴い、関連事務負担金700万8,000円を追加計上したほか、5項2目国土調査事業費では国の補正予算関連事業といたしまして、中神ノ川地区の調査事業費1億7,045万4,000円を追加計上しております。

続きまして、3款民生費でございますが、1項1目社会福祉総務費では、福祉避難所における感染症防止対策資機材等の購入費用として消耗品費211万2,000円と備品購入費2,052万9,000円を追加計上しております。それから、1項7目介護保険事業費では、介護保険料軽減事業の町負担分を追加し、その他の事業分を合わせて精査した結果、介護保険特別会計繰出金417万2,000円を追加計上しております。そのほか、2項1目児童福祉総務費では、町内保育所における感染症防止対策資機材等の購入費用として消耗品費を追加計上しております。

続きまして、4款衛生費でございますが、1項1目保健衛生総務費では、災害医療救護所における感染症防止対策資機材等の購入費用として消耗品費20万4,000円と備品購入費45万5,000円を追加計上したほか、1項5目診療所費では、大正診療所において国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、医療用機器購入や水道蛇口の非接触式への切替え工事を行うためなど、大正診療所特別会計繰出金1,283万2,000円を追加計上しております。

続きまして、6款農林水産業費でございますが、国の補正予算関連事業といたしまして、1項3目農業振興費では、窪川地域の米奥地区と志和地区のほ場整備等を行い、農作業の効率化を図るため、農業競争力強化基盤整備事業負担金1,757万6,000円を追加計上したほか、同じく国の補正予算関連事業といたしまして、1項5目農地費では、県営地域ため池総合整備事業負担金520万1,000円を追加計上しております。

続きまして7款商工費でございますが、1項3目観光費では、観光施設において屋外でのWi-Fi環境を整備するため、委託料289万1,000円を計上しております。

続きまして、8款土木費でございますが、2項3目道路新設改良費では、町道新設改良事業の進捗などによりまして、事業費の組替えを行っております。

続きまして、9款消防費でございますが、1項4目消防施設費では、耐震性貯水槽設置工事費160万円を追加計上したほか、1項5目防災費では、避難所における感染症防止対策資機材等の購入費用として消耗品費で687万3,000円と備品購入費1億2,543万6,000円を

追加計上したほか、避難所における畜便袋の購入費用として消耗品費1,145万7,000円も併せて追加計上しております。

続きまして、10款教育費でございますが、2項1目小学校費の学校管理費では、各学校における感染症防止対策資機材等の購入費用として消耗品費115万2,000円と備品購入費77万2,000円を追加計上したほか、3項1目中学校費の学校管理費でも同様に、感染症防止対策資機材等の購入費用として備品購入費49万3,000円を追加計上しております。

また、5項2目学校給食費では、令和3年度から開始予定の町内高校への給食に伴い、必要となる食器等の購入費用として消耗品費で76万6,000円を追加計上しております。

以上が歳出の主な内容となりますが、これを賄う歳入といたしましては、各事業の進捗状況等を基に補助金、町債及び基金繰入金等の確定見込額について精査を行ったほか、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきまして、国の第3次配分までの予定総額7億6,479万1,000円のうち、令和3年度に計上可能となる2億1,414万7,000円を除く、5億5,064万4,000円を令和2年度に活用するよう、9万9,000円を追加計上し、活用事業についても各種支援事業の執行見込み等によりまして精査を行うなど、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっております。

以上の結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ5億8,900万円の減額となり、累計予算総額は歳入歳出それぞれ210億1,500万円となったところでございます。

続きまして、繰越明許費でございますが、先ほどご説明申し上げた国補正予算関連事業を始め、国の新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金活用事業、町道改良事業、音声告知放送システム再構築事業、災害復旧事業などで合わせて37件、21億3,056万9,000円の追加。また、興津排水機場長寿命化事業の変更など、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費として第2表繰越明許費補正に記載のとおりとなっております。

続きまして、債務負担行為でございますが、大規模畜産施設整備事業において期間を令和2年度から令和4年度まで延長するもので、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額につきまして、第3表債務負担行為補正に記載のとおり変更するものでございます。

最後に地方債の補正につきましては、事業費の精査等に伴い、第4表地方債補正に記載のとおり各地方債の限度額を追加または変更するものでございます。

なお、追加する減収補填債につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により減

収が見込まれる市町村たばこ税や地方消費税交付金、地方揮発油譲与税において、令和2年度限りの措置として発行が可能となったもので、令和2年度の普通交付税の算定の基礎となった、基準財政収入額の各費目を下回る額を実績に応じて発行するものであります。

以上が補正内容の概要でございますが、引き続き、より一層の健全財政に努めてまいりますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番下元昇君。

○8番（下元昇君） それでは、3月補正について何点かお伺いします。

まず、資料からですけれども、今、町長からも3ページの上段、基金の積立事業ですけれども、防災関係で4,700万円を基金に回して、合計が6ページにもあるんですけれども、防災まちづくり基金が2億700万円まで増えております。いつ災害が起きても迅速に対応するにはある一定、町のこういった基金が必要だと思いますけれども、現在は2億円を越しました。担当課として目標額と言うたらおかしいんでしょうけども、このぐらいは最低でも欲しいなという、もしそういった金額を考えているのであれば、答弁願いたいと思います。

それと同じく資料の5ページの上段で観光施設のWi-Fiですけれども、これ、緑林公園ほか観光施設となっておりますけれども、こういったところに何か所Wi-Fi環境を整備するのかお聞かせください。

それから、下の国土調査ですけれども、令和3年度分を前倒しで今年度の補正でやるということで、非常に結構なことだと思いますけれども、この件についてはほかにも質問される方がいるんじゃないかと思うので、もし詳しい説明があれば当然お願いしたいと思います。

それから予算書で、順次行きますけれども、15ページ、歳入で、町税で固定資産税、町税全体で約2,000万円の減額ですけれども、その中で一番大きい固定資産税、1,460万円減額になっておりますけれども、これ、こういった要因かをお伺いしたいと思います。

それから26ページ、財産収入ですけれども、この中で不動産の売払収入が469万8,000円の減額になっておりますけれども、これは金上野団地の分譲収入となっておりますけれども、これは当初、令和2年度では何区画で、このぐらいは売れるであろうということで、

その中で最終的に令和2年度には売れなかった、こういった金額になったかなと思うんですけれども、そこら辺りの説明をお願いしたいと思います。

それと、予算書の32ページ、総務費から、この予算書に目を通してしましてほぼ、まず議会から始まって、順次全ての課において、令和2年度から会計年度の任用職員制度ができた関連で、こういった処理をするようになったのかなと思います。昨年までの予算書の中では精査した結果、多少の臨時職員の減額が何か所かは記憶にあるんですけれども、これを見ますと全課において会計任用職員のほぼ減額ですけれども、これはやはり、こういった国の制度が変わったことによって年度末にこういった処理をするようになったのかなと思うんですけれども、そこら辺りちょっと分かりませんので、説明をしてください。

そして、特に大きい減額、何百万円単位で各課であります。まず、32ページ、総務課ですが、934万6,000円の減額でありますとか、それから36ページ、企画課でも236万5,000円の減額。それから、53ページは保育所の公立保育所費の中で368万6,000円の減額。それと、あと教育委員会では、多分新型コロナウイルス感染症の関係だと思うんですけど、80、81ページではALTとか外国語の指導員かなと思うんですけれども、80ページでは584万円の減額。それから81ページでは同じく学校管理費の中で634万6,000円という大きな減額措置がありますけれども、これ、こういったことかちょっとよく分かりませんので、各課にわたる多少の減額措置については大まかで、こういったことでこういった措置を取ったという説明で構いませんけれども、あとの大きな減額については各担当課から説明を願えればと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 危機管理課長川上武史君。

○危機管理課長（川上武史君） それでは、予算資料3ページ上段、基金積立の関係で、防災まちづくり基金に4,700万円、今回、補正計上させていただいておるところで、総額が2億円を超えたということでの目標額はというご質問であったかと思います。

この防災まちづくり基金につきましては、いろいろなハード整備なり、自主防災組織の活動なりの中で国・県の財源措置が受けられないものに対して、町で措置をするべき事業、様々ありますけれども、その原資として毎年度一般財源からそれを賄っていくというのはなかなか厳しいものもございますので、予算の執行上、可能な範囲内で基金として積立てを行っているというものでございます。

この額的なものにつきましては、向こう5年間でどれぐらいのものが、そういった国・

県の財源措置がない状態で実施しなければならないかについて積上げを行って金額の設定をしているということでございます。具体的なところはちょっと手元に全てはないですけども、大きなもので言いますと、自主防災組織のそれぞれの活動であったりとか、あと津波避難施設、誘導灯であったり、避難路、避難広場、整備してきましたけれども、それらもやはり維持管理が必要になってまいります。一定交付税措置とかで措置される部分がありますが、全額措置していただけるものではないので、そういったものを良好な状態で使用できるような管理が必要になってきますので、それは町で一元的に行っていく必要があると。そういったものの財源として積み上げているものでございまして、現状の2億円という金額につきましては、向こう5年間で必要となるであろうという想定をされる金額の積み上げとなっております。

今後につきましては、その年度、その年度で予算の範囲内で可能な限り積立てを継続して行っていければなとは思っております。といいますのも施設というのはずっと継続してありますので、その維持管理は途切れることはないのも、その辺は財政措置の中で行っていければと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） 私からは、最初に予算資料5ページ上段の観光施設Wi-Fi環境整備事業の場所についてお答えさせていただきます。

この事業につきましては、今回、四万十緑林公園のほかというところでは、旧都築邸を予定しておりまして、この2か所の部分でございます。

併せまして、会計年度任用職員の課別の減額理由ということで、私からは予算書36ページの企画費の236万5,000円の減額についてですが、地域おこし協力隊も会計年度任用職員の報酬で計上させていただいておりますので、当初23人で計上していたものが実際には21人ですので、その精査の分で減額をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（味元和義君） 建設課副課長竹内幸喜君。

○建設課副課長（竹内幸喜君） 予算資料5ページ下段の国土調査事業について、説明させていただきます。

令和3年度は中神ノ川の一部、約7.4km²を予定しています。本来なら1億7,045万4,000円もの予算、新年度で計上すべきですけど、7.4km²という広さが通常こなしていける

4㎥ぐらいの倍近い面積があることから、事業を前倒しして、国補正の予算を確保して、4月に入ったらすぐ事業をスタートできるようにということで前倒しで今回、予算の案を出させていただいています。これには高知県の用地対策課とも協議して、単年度でこれだけの補助金もなかなか出しにくいということで、前倒ししてこの補正を活用して、今回、出させていただいているところです。

それから、もう一つ、予算書26ページの財産売却収入、金上野団地の分ですけど、当初、2区画分の予算を上げさせていただいていました。今年に入って詰めた話が1件ありまして、1件は売れそうだとということで話もしているところです。どうしても2件はちょっと売れないなということで、1件分減額させていただいたところです。

以上です。

○議長（味元和義君） 税務課長松田好文君。

○税務課長（松田好文君） 先ほど、町税の固定資産税が、1,460万円減額で、どうなっているのかというご質問がありましたので、それにお答えします。

これは予算見込額がおおよそ確定したため減額補正をさせてもらったということで、主な原因としましては当初の見積りが多少甘かったという部分と、当初は「コロナ減免」あるいは「コロナ猶予」が分かっていませんでしたので、そこら辺りが原因となって減額したということです。

それで、ちなみに1月末現在の「コロナ減免」ですが、20件で255万6,000円となっています。それから「コロナ徴収猶予」については、10件出てきておりまして、1,483万9,000円となっておりまして、そこら辺りも加味しまして調整をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（味元和義君） 総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） それでは、私から会計年度任用職員の報酬の補正につきましてお答え申し上げます。

まず、全体的な考え方としまして、会計年度任用職員は、それぞれの費目で業務に当たるものに計上しているわけでありましたが、その事務事業の見直しによって変更になる部分を、不用額を出さないように今回、精査をして、それぞれの費目で補正額を計上させていただいております。

詳しいことにつきましてはそれぞれの課長からお答えを申し上げますが、まず総務課が

関係する部分といたしまして、予算書32ページ、一般管理費の会計年度任用職員報酬の減額、934万6,000円でございます。この予算につきましては、職員の産休とか病休等に対応するために総務課で一括して計上しております。人数をちょっと把握していないのですが、当初予算としては1,580万円程度を計上させていただいております、必要額を見込んで残りを減額させていただいているものでございます。

以上です。

○議長（味元和義君） 学校教育課長西谷典生君。

○学校教育課長（西谷典生君） それでは、80ページの外国青年の招致事業の関係の会計年度任用職員の報酬です。これは当初5名でALTを採用しておったんですが、本年度、3名帰国しました。追加でこちらへ来ていただくようお願いもしていましたが、議員言われるように新型コロナウイルス感染症の関係で来られなかったということで、今回減額しております。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 生涯学習課長林瑞穂君。

○生涯学習課長（林瑞穂君） 続きまして、53ページの公立保育所費の会計年度任用職員報酬の減額368万6,000円についてのお答えをさせていただきます。

これについては、町内に公立保育所が7施設ございます。7施設、見付、東又、興津、窪川3か所、それから大正には北ノ川、十和には小鳩と昭和という形、それからこれとは別に認定こども園が大正には一つあります。その六つの保育所の保育士、調理員、その他の合計の報酬について精査をした結果、365万6,000円ぐらいの余りになったということで、事業費の精査をした結果となります。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 学校教育課長西谷典生君。

○学校教育課長（西谷典生君） 申し訳ございません。81ページの小学校費の会計年度任用職員の分が質問されておりました。634万6,000円は実績によるものでございます。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 8番下元昇君。

○8番（下元昇君） 大体分かりました。特に任用職員の件については、総務課長からご説明がありましたように不用額を出さないようにきちんと精査して減額したということということでありました。

それから、一点だけ、学校管理費やったか、新型コロナウイルス感染症の関係で外国からALTが来られなかったということで。これまでALTが学校に行って、子どもに英語の授業をしますが、今回は来られなかったことの対処というか、前年度までいた方々に残ってもらって、同じように職務に当たっていただいたかどうか、そこ辺りがちょっと分かりませんのでお願いします。

○議長（味元和義君） 学校教育課長西谷典生君。

○学校教育課長（西谷典生君） それではお答えをいたします。

現在2名で対応をしております。当然5名と2名の対応では学校に訪問する時間が違います。その間は申し訳ないですが学校の先生に頑張ってもらって、今まで2回行ったところが1回になるとかいう形での対応になりますので、そこは学校とも話しながらのだけ、特に小学生ですが、迷惑をかけない形で対応しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 8番下元昇君。

○8番（下元昇君） ALTの件ですけれども、やっぱり子どもたちにとっては日本人の英語の先生ではなくて、外国人の方々と会話できることで英語力が非常に上がりますので、大事な授業ですけれども。今年ですが、令和3年度の予算でも組み込んでいると思うんですけれども、現状、ひょっとしたら令和3年度も同じように5人のところを2人で対応せんといかんかなということも考えられますよね。2年連続でこれだけ少ないと、やはり、これまでのように回数を減らすしかもう対処できませんけれども、多分見通しはあまり良くないかなと思うんです。そこ辺りにどう対処していくか、教育委員会としての考えをお聞かせください。

○議長（味元和義君） 学校教育課長西谷典生君。

○学校教育課長（西谷典生君） ALTの来日の見通しですが、先ほど議員おっしゃいましたように、新型コロナウイルス感染症の関係でなかなか見通せないです。それで先日、校長会がございまして、このままでいくと2名体制でしばらくいかなければいけないとか、協会になるだけ頑張ってもらって来日できるようになれば、3名体制、4名体制という対応ができると思うと報告したところです。いかんせん見通しがなかなか立たないものでして、申し訳ないですが、教育委員会としては協会にお願いして、なるべく早い対応ということしかないがです。学校の先生方もこれまで一緒に英語の勉強もしていますので、しばらくその対応でお願いしたいと思っています。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

10番中谷康君。

○10番（中屋康君） それでは、8番議員が順次聞いているので、町長の説明の中でなかった部分について、金額の大きいもの等を三、四点お伺いしたいと思います。

予算書だけでいきますので、34ページ、財産管理の12節委託料の関係が出ています。内容は230万円の減額ということで、PCBの使用安定器の処分委託料となっています。これは恐らくポリ塩化ビニールなんかで、電化製品なんかにある有害物質を処理していきましようという内容だと思うんですが、230万円減額ですので、町内の処理が全て終わったのかどうか、その辺りをお伺いしておきたいと思います。

続いて、51ページ下の段で児童福祉総務費です。12節委託料ですが、説明欄に放課後児童クラブ委託料ということで、200万円の減額になっています。放課後児童クラブの運営ですので、今回新型コロナウイルス感染症禍にあって非常に子どもたちの集まりが悪い、あるいは児童クラブに出ている方の動きがあったと思うんですが、この200万円の減額の内訳、どういった理由なのかを聞いておきたいと思います。

それから52ページです。児童措置費の分で、19節児童手当の扶助費ですね。結構大きい金額が減額になっています。1,970万円ですが、児童手当ですので、3歳未満あるいは以上の1万5,000円なり1万円の定額等々が手当てされておるわけですが、やはり一定児童数というのは、年々把握をされていると思うので、1,900万円の大きい金額、この見積額がどうしてこういう形になったのか、その理由等を聞いておきたいと思います。

最後の質問ですが、75ページです。消防費で一番下の段にあります。常備消防費の分で、高幡消防組合負担金で結構大きい金額2,600万円が減額になっていますので、負担金の内容と減額の理由を聞いておきたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） まず、私から予算書34ページ、財産管理費のPCB使用安定器処分委託料の減額について、ご説明申し上げます。

この委託料につきましては、12月定例会において補正予算で認めていただいたものでございます。ポリ塩化ビフェニルですか、発がん性のある物質ということで法的に、PCB廃棄物特別措置法があるんですが、この法に基づいて処分できる期間が今年3月31日までとなっておりまして、本町においてもこれを使っているものについては法に基づいて処分す

ると、その委託料でございます。

お尋ねのことではありますが、該当のあったところは十川小学校、北ノ川小学校、大奈路小学校にございまして、それぞれ法に基づいて、運搬も含めてですが、処分を行った経費でございまして、精査して、今回不用な部分を減額させていただくものでございます。処分については全て終了いたします。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 生涯学習課長林瑞穂君。

○生涯学習課長（林瑞穂君） 51ページの放課後児童クラブ委託料200万円の減額についてでございます。

当初予算を計上する際には国の運営基準に基づいて予算を計上しておりましたけれど、実際年間を通じて使った経費と比較いたしまして、運営基準より下回っているというところで、その部分で委託料を減額するものでございます。

以上です。

○議長（味元和義君） 町民課長本山桂三君。

○町民課長（本山桂三君） 児童手当の減額につきまして説明させていただきます。

例年、基本的には前年度の予算、令和2年度は元年度の予算等を参考に組ませていただいております。なお予算に不足額が生じないように若干余裕を持たせて組ませていただいているところですが、年々やっぱり児童数の減少がありまして、令和元年度から比較しましても大分児童の減少が見られまして、精査した結果、減額となったところであります。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 危機管理課長川上武史君。

○危機管理課長（川上武史君） それでは、予算書75ページ、高幡消防組合負担金の減額の内容でございます。

一番大きなものは、年間でやはり消防の場合は、緊急出動がありますので、その緊急出動に伴う時間外手当というものを一定額計上しておるんですけども、今年度につきましてはそういった緊急出動が例年に比べますと若干少なかったということもありまして、時間外手当が大きく減額になったところでございます。

また、併せまして新型コロナウイルス感染症対策というか、その影響を受けまして各種研修、気管挿管の実習でありますとか東京で行われます研修とか、そういったものが中止になりまして、それに伴う旅費なども軒並み減額になったということで、そういったもの

の積み上げで2,600万円という大きな金額の減額となったところでございます。

以上です。

○議長（味元和義君） 10番中谷康君。

○10番（中屋康君） それぞれ説明いただきましたので大体承知したんですが、もう一回だけ補足質問させていただきたいのが二点、まず34ページ。財産管理で今、熊谷課長から説明いただきました。内容は分かりました。十川小学校、北ノ川小学校、大奈路小学校ということですが、こういう発がん性物質というのは3校の小学校だけということで、全ての学校を精査した上での分であろうかと思うんですが、こういった器具、こういった内容のものだったのか、ちょっとその辺り、もう一回説明いただいたらと思います。

それからもう一点、扶助費の関係で、課長からいただきました。前年度の令和元年度の児童数のことを確認しながらということですが、大体人数的にはどのぐらいの大枠の人数なのか、それだけちょっと確認をします。例えば来年度に向けて、やはりこういった形の減少率というのがそこで見えてくるかなと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（味元和義君） 総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） PCBについてでございますが、小学校3校を処分しておるわけでありましたが、使っていたところといたしましては、照明器具内の安定器等と把握しております。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 町民課長本山桂三君。

○町民課長（本山桂三君） お答えします。

児童数でございますが、手元に今、資料を持っていませんので、概数になりますけども、おおむねゼロ歳児から15歳児まで100人前後の児童数でございますが、ここ数年100人を切る状況になっております。ただ、町の考えとしまして100人の出生を目指したいという考えもございますので、そういう勘案もさせていただいております。児童手当につきましては、支給に当たって不足額が生じることのないようにということで、若干余裕を持たせて組ませていただいているところがございまして、今回精査しました結果、減額と。それと児童数も実際には我々の希望というか予想よりも実際少ない状況になっているというのが実情でございます。

○議長（味元和義君） 10番中谷康君。

○10番（中屋康君） 了解いたしました。もう一回だけ。3回目でしたね。

総務課長から今、説明がありました、いわゆる照明器具の安定器。これは安定器を設置した3校について調査の段階では、その安定器の製造年月といった調査なのか、逐一全部照明器具を精査して、調査したのか。かなり日数的にも労力を要したと思うんですが、こういった調査方法で確定して撤去したのか、もう一度だけ。今後の健康の問題もあろうかと思しますので、確認しておきたいと思います。

○議長（味元和義君） 総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） お答え申し上げます。

12月に計上した資料をそのまま持ってきてお答えしておりますので、もう答えることが少なくなってきましたけど、調査についてはどのような方向かということではありますが、適切な方法で調査させていただいて、判明したものについて撤去、処分をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

6番武田秀義君。

○6番（武田秀義君） 予算書52ページ、14節、17節小鳩保育所太陽光設備工事費、小鳩保育所新築備品購入費、この減額の内容を教えてください。

60ページの11節役務費、四万十川方式施設土砂取り除き手数料の減額の内容を教えてください。

○議長（味元和義君） 十和町民生活課長細川理香君。

○十和町民生活課長（細川理香君） お答えします。

予算書52ページ、小鳩保育所の備品購入費減額の説明ということです。小鳩保育所が新しく十和川口にできましたけれども、備品というのがカーテンでありますとか事務用品、それから保育用家具、音響施設などがありますけれども、当初予算で計上しておりましたが、古い施設のものを持っていたりしたので、必要ないものは減額させていただいたところです。

○議長（味元和義君） 十和町民生活課長細川理香君。

○十和町民生活課長（細川理香君） 答弁が抜けておりました。もう一つ上の小鳩保育所太陽光設備整備工事の減額ですけれども、実績に見合って減額をさせていただきました。

以上です。

○議長（味元和義君） 環境水道課長武内伸介君。

○環境水道課長（武内伸介君） お答えいたします。

四万十川方式施設土砂取り除き手数料で、例年、維持管理の業者にやっていただいておりますが、この部分が減額といいますか、ほかの委託で、維持管理の部分でやっていただいたところがありましたので、ここの役務費としての取り除きは減額と。ほかの維持管理の部分でやっていただいたということでマイナスになっております。

以上です。

○議長（味元和義君） 6番武田秀義君。

○6番（武田秀義君） その四万十川方式、今の課長の説明でちょっと理解しかねるがですけど、取り除きの量が少なかったのか、どういう理由でその20万円減額になっているのか、それを教えていただきたいのですが。

○議長（味元和義君） 環境水道課長武内伸介君。

○環境水道課長（武内伸介君） 全体の量が例年と比べて少なかったので減額ということです。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） いろいろ質問がありましたので同じところは省きたいと思います。昨年からの新型コロナウイルス感染症禍によって国も全国にウイルス対策の様々な交付金が出されております。今回の補正の中でも説明資料の中でかなり避難所の機材等について、備品購入等で計上しているわけですが、忘れましてお聞きしますが、感染症対策対応地方創生臨時交付金というのはどういうところに使っているのか大まかに。特に四万十町の場合はノートパソコンを買ったり、備品等の購入が多かったかなと。そういう資機材の交付金の活用が本町の場合は多いわけですが、今回も補正の中で億単位の備品購入をしていますので、国の示す交付金の活用はどういったところなのか。本町の場合は防災対策、いわゆるそういった備品購入に充てたということの主な要因は何であったのかということです。

それと予算書で何点か、ちょっとだけお聞きしたい。私の非常に関心があるところですので。まず今回の補正で、47ページを見てくださいね。老人福祉費。私も老人になりましたので、特に老人の福祉は重点を置いて考えてみたいと思っています。

扶助費の中で在宅介護手当が500万円と合わせて福祉タクシー・バス事業助成費が400万円、トータルで900万円の減額。令和元年度の決算審査の中でも委員から指摘があったわけですが、毎年度この不用額が出る。対象者には券を配付するけれども利用がないと担当から意見があったと思うわけですが、この問題を何とかクリアすべきではないかな。

当然、既に施設に入っている方なんかはもう送ってもなかなか利用はないわけです。逆に利用される方は非常にありがたいけれども、最高が1万2,000円じゃったかな、忘れましたが、少ないと。例えば、十和・大正地域の自宅から窪川地域に行くのに、ちょっと金額は忘れちゃったけども、8,000円から1万二、三千円じゃったかな、そういう不用額をどうしても欲しいという方々に、足りないという声を生かしていくほうが不用額で出すよりもありがたいのではないかなと。上限は当然ありますが、そこらの考え方。

確か毎年度不用額が出ますが、その点と在宅介護手当の500万円は、人数の減としか考えようがないわけですが、多く組みすぎたのか、それとも人が減ったのか。大体年間70人、80人じゃなかったなと思うのですが、それがどうなのか。

それで、49ページ、住宅新築資金の貸付事業費ですね。120万円の減額ですが、不動産の競売予納金、この意味がちょっと。恐らく不動産が売れそうなので予納金を納めたけども売れなかったという意味なのかと、日本語ではそうなのかなと思いますが、その点、ちょっと内容を教えてください。

53ページ、乳幼児・児童医療費、児童の医療費が550万円減、乳幼児医療費が320万円の減、トータルで870万円の減ですが、先ほど担当課長から毎年度100人の出生数を町としては見込んでいるわけですが、しかし現実には大体70人、80人の出生数になっています。その中で100人を見込んでおったけれども、こういう形で児童医療費、乳幼児医療費がこうなったのか。児童医療費は乳幼児ではありませんので令和2年度の医療費の減とは関係ないわけですが、そこら辺の原因がちょっと分かりませんので、お答えをいただければありがたいと思います。

それと、60ページ、浄化槽の設置整備事業費が600万円ですので、大体十何基あたりの予算を計上したけども減ったかなということですが、本町の中でも昔は単独浄化槽がありましたね。現在もどれくらいの設置か分かりませんが、恐らく町内では100近くになるんじゃないかなと。推測ですが。非常に昔ですので、し尿だけの処理をして河川に流すという処理方式でしたが、これを単独から合併に国も進めているわけですが、実際的にはこの単独から合併についての推進というか、それは進んでいるのかどうなのか。併せ

て、これだけの減額ですので、そういう単独から合併という切替えを町として進める考えがありやなしや。それについてお答えをいただければありがたいと思います。

それと、69ページで非常にこれと思ったのが、負担金補助金が1億2,300万円ほど減額になって、そのうち雇用労働継続支援助成金が1億円の減ですね。これは見込んでいたけれども支援助成金を受け取る業者がなかったという見方なのかどうなのか。その点だけ答弁いただけたら、1回目の質問を終わります。

○議長（味元和義君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） それでは、私からは冒頭に説明のありました今回の臨時交付金、こういったところに使われてきたのかというご質問であったと思います。

3月補正予算では議員からご指摘のありましたように、各一次避難所、二次避難所の資機材の整備に1億3,000万円を臨時交付金として充当しております。今回の臨時交付金については総額で約7億6,000万円の割当てがあったところですが、町の考え方につきましては、国の方針等を踏まえまして、一つには感染症拡大防止のための体制整備への充当でありますとか、それから雇用の維持と事業の継続といった視点での補助金なり事業を確保したところであります。

大きな予算としましては、経営持続化補助金でありますとか雇用継続助成事業、そういった活用もしてきたところであります。それから地域応援商品券といった形で、こちらも補正予算で1人5,000円の商品券を発行してきたところであります。

今回、先ほど言いましたように割当ては7億円余りありましたけども、来年度の当初予算にも一部充当しているところであります。直接補正予算とは関係ありませんけども、経営力回復事業で、特に昨年12月からGoToキャンペーンが停止になったりとか、首都圏、関西圏での非常事態宣言を受けまして、非常に観光業でありますとか宿泊業が大きな痛手を受けておりますので、こういったところをしっかりと収益の助成もしていこうといった形で事業を用意しているところです。

交付金の概要について考え方については、私から答弁をさせていただきます。

○議長（味元和義君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） 私からは47ページの福祉タクシーの関係と在宅介護手当の関係です。

まず、福祉タクシーの関係については、議員おっしゃるように対象者の方に、今は条件に合う人に自動的に送付の形で配っていますが、実際、運転される方もおいでまして、利

用率が100%には全然至っていない状況です。確かにずっとどうするかは課題になっておりまして、例えば昔の申請制に戻すという案も出ましたが、そしたら申請できない人が抜けていくのではないかとということで、やっぱり条件に合う人には一律送付という形になり、施設入所者であるとか運転できる人は使わないという状況が生まれております。

必要な人には金額が不足というのも実際あります。そしたら今度は金額をどこまで上げるかというまた新たな課題になって、この広い四万十町の中でどのようにやっていくかというのは本当に慎重に協議すべき事項だと思っていますので、今後とも検討させていただきたいと思います。

在宅介護手当につきましては、今年度から要介護2以上に要件を広げました。そのために不足してはいけないということで金額を多く組み過ぎました。実際、要介護2が19人、新たな受給者が出てきました。一方で重度な人の入院とか、お亡くなりになる方もおりまして、実質90人弱で推移しております。そんな状況で減額させていただきました。

以上です。

○議長（味元和義君） 町民課長本山桂三君。

○町民課長（本山桂三君） それでは、53ページの児童医療費ほか乳幼児・児童医療費の減額につきましてご説明させていただきます。

まず、医療費の予測は難しいというのが正直なところです。ただ、不足額が生じないように当初予算では多めに計上させていただいております。今後は見込みにつきましても精査していきたいと考えております。

減額の理由の一点目は、議員ご指摘のように児童数の減少がございます。今後、我々も十分検討した上で予算を組みたいと思っております。それともう一点、昨年から新型コロナウイルス感染症もございまして、予防対策も取られており、それらにより医療費の給付が減少しているところもございます。そういうものも含まれているのではないかなと考えております。

今後は精査をしながら予算を組みたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 環境水道課長武内伸介君。

○環境水道課長（武内伸介君） 合併浄化槽の関係のご質問でございましたが、600万円減額で、例年60基から65基設置で進んでいるところで、そういった部分で当初予算でも計上させていただきましたけど、私が思うには前年度、後から思ったら消費税が8%から

10%になったというところがあつて、令和2年度はちょっと少ないと。逆に言いましたら、前年度までがそういった新築の件数が多かったということで、件数が例年から言うたら減っているところです。

それから、確かに単独から浄化槽にするとまた別枠で、9万円ですか、そこは補助がまたありますので、そういった部分で推進をして、そういう部分では大きな浄化のためにもいいことだと思いますので、なお啓発して進めていきたいと思います。

それから、し尿単独から合併浄化槽にということで、そういう部分では四万十川及びそういったところにも影響しますので、なお、合併処理浄化槽を推進するように啓発等していきたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 建設課副課長竹内幸喜君。

○建設課副課長（竹内幸喜君） 予算書49ページの住宅新築資金等貸付事業ですけど、120万円の減額になっています。これは当初、競売にかける物件、約60万円の2件分を計上させていただいたのですがですけど、物件が今回なかったので減額しております。

以上です。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） 私からは最後にご質問いただきました予算書69ページ、雇用労働継続支援助成金の1億円の減額の状況について、お答えいたします。

この部分につきましては、9月補正の時に新型コロナウイルス感染症対策事業所業支援ということで計上させていただきました。内容としましては、雇用を守りながら継続を実施していただきたいということで、正規の雇用者数に15万円、1人当たり助成させていただくと。また、町内事業者800経営体、それに関わる労働者の40%が影響を受けているんじゃないかと算定をしまして、その中で出てきた金額が2億6,200万円でございます。

実際、昨日までの利用実績が、町内の234の事業者から助成申請をいただきまして、金額としましては1億5,400万円余りを助成させていただいたところです。これから見ますと、特に20%の以上の影響があった事業者が町内の30%ぐらいであったかと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 時間がありませんので、最後にしますが、副町長、先ほど臨時交付金のことについて答弁いただきました。ご承知のように、町長の所信表明でもあったよ

うに、町内でも新型コロナウイルス感染症によって厳しい生活を余儀なくされている方もおられますし、全国一律に10万円、私どもも特別交付金をいただきました。それが去年の4月28日までですね。その後、生まれた方は、10万円はもらえんがですね。だから、そういったところにこういった交付金を目配りできれば、ひょっとしたら100人の出生数の目標を達成するやもしれませんので、そういったところも、ただ備品だけ、ハード面だけの対応ではなくて、そういう目標の100人を達成するためにという交付金の活用もあるのではないかなと思っていますので、お願いして終わります。

以上です。答弁があれば。

○議長（味元和義君） 健康福祉課長長森伸一君。

○健康福祉課長（長森伸一君） 交付金の基準日以降に生まれた子どもについての支給ですが、四万十町では、この新型コロナウイルス感染症の交付金を使いましてマタニティママ応援給付金事業というのを行っております。4月の基準日以降に生まれた子どもや、それ以降に生まれて四万十町に越してきた方には10万円の給付を3月末まで行うようにしております。

以上です。

○議長（味元和義君） 暫時休憩します。1時まで休憩します。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

1 番酒井祥成君。

○1 番（酒井祥成君） 73ページの道路維持費の関係ですけれども、これは一般質問にも出ておりますので、あまり詳しくは言いませんが、現在の地域振興局別のものがあれば非常に分かりやすいと思います。町道あるいは林道の維持補修について非常に予算が足りないとか、そういう問題が多くあるのではないかと。そして区長とか地域の方々から言われたときに即対応ができないことがあると思います。そういう中であって、地域振興局は、これまでの補修してほしい箇所、例えば10件、20件あると、そういうことで多分、予算の査定に臨んだのではないかと思いますけれども、こういう維持補修については、先ほど質疑の中でも災害の関係で基金を積立てでやっているとございました。そういうことも大事ではないかと。制度上乗らないものについて、町単独事業でも維持補修ができるシステ

ムをつくることは非常に大事であろうと思います。各地域振興局別の維持費用は大体どのくらいになっているのか分かれば教えていただきたいのと、現時点で地域振興局において、どれだけ要望があつて、どれだけでできなかったかが分かれば、教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 1 番酒井祥成君。

○1 番（酒井祥成君） 分からないようですので。町道あるいは林道の維持管理は各地域振興局別にやっておると思います。これまで大体、地域振興局別に内部で一定の金額を割り振っているのではないかと思うわけですが、それはないのかどうか。それとも全体的なことでやっていて、その中で要望が出たところについて、本庁でそれを割り振っているのか、その辺りをお伺いしたいと思います。

○議長（味元和義君） 建設課副課長下元敏博君。

○建設課副課長（下元敏博君） お答えさせていただきます。

この維持工事費につきましては、本庁、大正・十和地域振興局でそれぞれ、路線数並びに延長らを考慮しまして、三つに分けて割り振っております。また、林道も同じく割り振っております。

以上です。

○議長（味元和義君） 1 番酒井祥成君。

○1 番（酒井祥成君） 割り振っているのは大体分かりました。その割り振りの中で非常に金額が少なく、できない部分が大分ある。それで例えば、何十件もできなくてそのまま年を越すことが非常に多いのではないかと思います。そういうことを地域振興局はしっかりと把握はしておると思いますよ。何か所ぐらい年間に要望が来ているとか。あるいは、ここは早急にやらなくてはいけないところ、また、制度的に乗らないもの。50万円以下ですか、ちょっとはつきり覚えておりませんが、激甚災害という形で取り組めなくても一定、早急にやらなきゃいかんところだけど、維持補修ができないというのが非常に多いのではないかと思います。そういう点については、やはり今後、考慮する必要があると思いますので、是非お願いをしたいと思います。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 現場のまた補足説明あると思いますけども、酒井議員が言われたように、やはり造ったものはしっかり管理をするという基本姿勢が必要だと思います。

二、三年前に十和で事故があったときに安全対策を含めた予算の増額もしておりますが、地域振興局ではやはり、事故につながるものとかそういったものについては精査していただいて、予算がないからできなかったということを聞くと私は非常に心が痛みます。

ですから、維持するものはしっかり維持しようという考え方ですけども、今、下元副課長が言われたように一定の枠で振り分けていますので、例えば12月にそういったことを取りまとめて、そこで補正予算を組んで、ここをやっておこうという平準化した、この間の会議でも、我々内部の会議でお互いが見守りおうてレベルを合わそうよということは現場に指示しておりますので、その中で特に地域振興局と、そういったどうしても修繕したい箇所、そういったものは大正、十和、本庁において、それぞれ協議してやっていこうという確認はしておりますので、是非今日もらったご意見は今後に反映していきたいと考えております。少なくとも予算がないからできない、危ないところが残るということは、私の思いにはありませんので、そういったところはしっかり研究させていただいて、手当てしていきたいと考えております。

○議長（味元和義君） 建設課副課長下元敏博君。

○建設課副課長（下元敏博君） 先ほどの予算額の振り分けですけど、本庁分が2,700万円、大正、十和が2,000万円ずつになっております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号令和2年度四万十町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

議案第6号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（味元和義君） 日程第10、議案第7号令和2年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、日程第11、議案第8号令和2年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第4号）、日程第12、議案第9号令和2年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第4号）、日程第13、議案第10号令和2年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）、以上、議案第7号から議案第10号までの4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第7号から議案第10号までの各特別会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第7号令和2年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

今回の補正は主に予算の精査によるもので、主な内容といたしましては、歳出では1款の総務費を112万5,000円、2款の保険給付費を3,614万4,000円、5款の保健事業費を459万8,000円、9款の予備費を369万7,000円、それぞれ減額する一方、大正、十和両診療所への繰出金824万8,000円を含めた8款の諸支出金で、816万4,000円を追加計上しております。一方、歳入でございますが、1款の国民健康保険税で128万円、3款の国庫支出金で21万9,000円、4款の県支出金で3,204万6,000円、6款の繰入金で331万9,000円をそれぞれ減額しております。

これにより今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ3,740万円の減額補正となり、累計予算総額は25億8,100万円となっております。

なお、この補正予算案につきましては、去る3月3日、四万十町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいております。

続きまして、議案第8号令和2年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

今回の補正内容は、新型コロナウイルス感染症対策のための施設改修工事として所要の事業費を見込むとともに、本年度の実績見込みに基づき精査した結果、歳出については総務費で148万円、医業費で326万5,000円をそれぞれ減額する一方、給食費で14万5,000円を追加計上し、総額で460万円を減額しております。歳入につきましては、診療収入を

1,730万1,000円減額する一方、一般会計繰入金を2,360万2,000円、県支出金を249万9,000円、国庫支出金を120万円、それぞれ追加計上しております。

これにより今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ460万円の減額補正となり、累計予算総額は4億4,580万円となっております。

また、地方債の補正につきまして、第2表に記載のとおり、限度額を変更するものでございます。

続きまして、議案第9号令和2年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

今回の補正内容は本年度の実績見込みに基づき精査した結果、歳出については医業費など総額で140万円を減額し、歳入については診療収入を269万円減額する一方、県支出金を42万7,000円、繰入金を86万3,000円追加計上しております。

これにより今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ140万円の減額補正となり、累計予算総額は1億2,360万円となっております。

最後に、議案第10号令和2年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正内容は、本年度の実績見込みに基づき精査した結果、歳出については総務費で5万8,000円を追加計上する一方、医業費で5万8,000円を減額し、歳入については診療収入を9万1,000円、県支出金を40万8,000円、それぞれ減額する一方、一般会計繰入金を49万9,000円追加計上しております。

これにより今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、補正による増減はなく、累計予算総額は補正前と同額の890万円となっております。

以上4件の補正予算につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） できるだけ1番バッターには立つまいと思っておりますが、どうも「異議なし、異議なし」言われますので、立たざるを得ません。

予算書116ページの歳入です。全体的に大正診療所は年々、収入が減少しています。そ

の原因は人口減だけではないと私は思っていますし、何らかの要因があつて直営診療所の収入が減っています。特に今回3月補正で、外来収入を見てください。補正前の額が、その他の診療報酬収入が4,500万円の見込みが約20数%の減の3,300万円に収まっています。それはおよそ分かりますが、この原因がどこにあるのかについて答弁をいただければありがたいと思います。

それと大道へき地診療所ですが、歳入をご覧になってください。14万7,000円、診療収入ですね。確かに地域地域で診察してもらうということは高齢者にとっては大変意味のある診療所であるべきですが、この額を見たときに本来の本当の地域医療、地域でしっかりと支える医療がもう崩れかけているんじゃないかなと思わざるを得ません。大道にはたくさん的高齢者がおられる中でこれだけの収入でいくと、どうなっていくのかなと。確かにいろいろ補助金があることは私も承知していますが、特に4月以降、医師の確保の問題等含めたときに、今後の在り方をしっかりと、この際、地域の方々も含めて話し合いをしてもらって、何とか盛り立てる方策があれば大道へき地診療所、しっかりと、私は役立ってほしい診療所ですし、これだけの収入減になっている原因が私の中ではありませんが、ということが想定されるのか、今後どうすべきなのか、もし、お答えができれば、その範囲内で結構ですが、お答えをいただきたい。

以上です。

○議長（味元和義君） 大正・十和診療所事務長国澤豪人君。

○大正・十和診療所事務長（国澤豪人君） お答えします。

まず116ページ、大正診療所の歳入、外来収入のうちのその他の診療報酬収入の約1,200万円の減についてご説明いたします。田邊議員も想定をされているかとは思いますが、大きく診療報酬が落ちている原因は振動病患者の減ということが挙げられます。そもそも当初見込みが少し大きかったところも反省すべきではありますが、この振動病患者については、今後、増える見込みがないということで、ちょっと見込み誤りもあつての1,200万円減としております。これは実績見込みでございます。

それから、一つ、大きな問題をいただきました。132ページの大道へき地診療所の外来収入の件でございますが、現在、大道へき地診療所につきましては、外来患者として大道へき地診療所に直接来ていただいている患者の数は10人を切っております。ただし、十和診療所までの距離を考えたときにはやっぱりなくてはならない診療施設であろうと私どもは考えておりますので、収入としては少ないですが、今後も継続して開所していきたいと

考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 大正診療所の診療報酬の減というのをちょっとご説明申し上げたいと思いますが、とりわけ令和2年度においては、この間、国保連合会の理事会、総会もございました。その中でやはり受診控えがあったに思います。県下平均で前年度対比86%程度の受診者と聞いておりますので、先ほどの事務長の報告に加えて、この令和2年度は受診控えがあったと判断しております。

大道へき地診療所については、過去に大正地域の下津井で診療をやっておりましたが、この辺は医師との話合いの中で地元のご協議をいただいて、現在、バス輸送によって実際診療所においての診察に切り替えておりますが、やはり、先ほど事務長もおっしゃいましたように、大道地区、特に距離も一定ありますし、人数もしっかり押さえながら今後、何といたっても受診者の皆さん方がしっかりした受診ができる体制を整えるというのが私たちの仕事でございますので、そこは、また今後、一層詳細な部分を協議しながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 大正診療所についてはそういう答弁がいただけたと思っていました。

大道ですが、事務長から答弁があったように10人ほどの受診者数ということです。健康で、診察してもらわなくてよい人が多いことは結構なことですが、確かに大道は谷などがたくさんあって、十和診療所まで来ることさえ大変難しくなっている高齢者もいるのではないかなと。そのために大道診療所でさえ行けない方がおるのではないかなという推測も。大道の高齢者は10人じゃないですね。皆さん、健康な人だけでもないがじゃないかなと推測します。そこまで来ることさえできない、バスも来ない地域もありますので、デマンドはあるかと思いますけども、時間的にどうなのか分かりませんが、そこら辺も考えながら、できるだけ来てもらう方策、待つだけじゃなくて、来てもらって診察するじゃなくて、しっかりと聞き取りをした上で、せっかく週何回か分かりませんが、送迎も併せてしてやる体制、やりゆうかどうか知らない中で質問しゆうわけですが、できるだけ来てもらうという方策を取れるかどうかだけお答え願えればありがたい。

○議長（味元和義君） 大正・十和診療所事務長国澤豪人君。

○大正・十和診療所事務長（国澤豪人君）　お答えします。

　大道へき地診療所に来院いただく患者につきましては、推測のとおり、なかなか昭和の十和診療所までは出て来れない方ばかりでございます。ただ、ご本人にしっかり診療を受けていただきたいということ、ただ、そこでも院外処方になりますので、薬は昭和になるわけです。ご家族に薬を取りに来ていただくことはできるんですが、ご本人に診療を受けていただくことがメインでございますので、急病とかなかなかそういったところには当たりませんけれども、定期の処方がメインの業務となっております。

　あと、バスでも送迎はしております。ただなかなかバスというのもハードルが高い患者もいらっしゃいますので、やっぱり大道へき地診療所につきましては、大道の皆さんのために開所していくべきと私は判断しております。

　以上です。

○議長（味元和義君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君）　ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

　これより議案第7号について討論を行います。

　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君）　討論なしと認めます。

　これで討論を終わります。

　これより議案第7号令和2年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

　議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君）　起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

　これより議案第8号について討論を行います。

　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君）　討論なしと認めます。

　これで討論を終わります。

これより議案第8号令和2年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第4号）を採決します。

議案第8号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これより議案第9号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号令和2年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第4号）を採決します。

議案第9号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これより議案第10号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号令和2年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第10号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第14、議案第11号令和2年度四万十町後期高齢者医療事業特

別会計補正予算（第3号）、日程第15、議案第12号令和2年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、以上、議案第11号及び議案第12号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第11号及び議案第12号の各特別会計補正予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第11号令和2年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回の補正の主な内容は保険料見込額がおおよそ決定したこと、また後期高齢者医療保険基盤安定負担金が決定したことに伴い、歳入では保険料及び一般会計繰入金の減額、歳出では広域連合納付金の減額となっております。

これにより今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ1,060万円の減額補正となり、累計予算総額は3億2,900万円となっております。

続きまして、議案第12号令和2年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回の補正は本年度1月までの事業実績に基づく予算の精査によるもので、主な補正内容といたしましては、歳出では2款保険給付費で今後の給付費を推計し、減額等を行い、5款地域支援事業費では事業費の確定見込みに伴う精査を行うなど、所要の予算措置を講じております。一方、歳入では第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっております。

この結果、今回の補正は歳入歳出それぞれ9,470万円の減額補正となり、累計予算総額は27億3,570万円となっております。

以上2件の補正予算につきまして、ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、2議案について簡単に質問をしていきたいと思ひます

が、今回の3月補正、両議案共に減額補正の内容となっています。その内容については、歳出での減額のために歳入が減ってきたということですが、金額的に減額が多いという思いはないわけですが、総じて見込みより歳出が少なかったがためにこうなったと思いますが、特に介護保険事業について、ちょっとお伺いしたいのは保険給付費ですね。二十数億円の中での、9,000万円近く金額ですのでそう多いと思いませんけれども、これだけの様々な保険給付費が8,900万円ほど減になったというのは使う人が総じて少なくなったと。見方として結構ですが、詳しいことを言われても私は分かりませんので、総じて保険給付費が減ったというのは、毎年度こんなものであったかどうか分からないまま、気になって質問するだけですので、総じて毎年度こういった形の3月補正は減額で来ていたかなと思いつつも分かりませんので、そこら辺の内容が分かればお答えを願えればありがたい。

以上です。

○議長（味元和義君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） お答えします。

保険給付費が8,900万円余りの減額になっております。利用者が確かに少し減った、新型コロナウイルス感染症の影響もありました。それと、例年12月補正で少し減額していた分を今回ひょっと、足りなくなつては困るという意味で置いていたことも少し影響していると思います。それでこの金額になりました。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

8番下元昇君。

○8番（下元昇君） 12番議員の質問と似ている内容ですけれども、予算書152ページ、居宅介護サービスの給付金が3,200万円減っていますけれども、この居宅介護というのはこれまでも一般質問等で議員から、親あるいは親戚の方を見るのは本当に大変だから、少しでも町から手当といいますかね、増額できないかと議員からも提案した、これまでの経過がありました。年間で当初から言いますと3,200万円も減らすのは、担当課としてはどうでしょうね。そういった居宅介護をされている町民の方々の思いをどう受け止めて、今後、その居宅で家族等を見る方の負担を減らす意味でも、それぞれの家庭に給付する金額の増額等は検討されたことがあるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（味元和義君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） 介護者の負担軽減の意味も含めて、在宅介護手当の件やと思います。現在、月2万円、該当する人には支給しております。確かに介護者の負担は大きなものがあります。特に最近、老老介護、あるいは軽度認知症の人が認知症の介護をしているとか、いろんな厳しい現状もあります。ケース・バイ・ケースで担当のケアマネジャーの相談にも乗りながら、何とかより良い方法を一緒に考えている状況でもあります。

手当の金額増加については、これまでもいろんな条件の変更有りまして、最終的には介護者の所得に関係なく、労をねぎらうという意味で、今の月2万円に至っているところです。金額増加についてはちょっと慎重に町長らとも協議をしながら考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第11号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号令和2年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第11号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

これより議案第12号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号令和2年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第12号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第16、議案第13号令和2年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第4号）、日程第17、議案第14号令和2年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第4号）、以上、議案第13号及び議案第14号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第13号及び議案第14号の各特別会計補正予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第13号令和2年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

今回の補正内容は本年度の実績見込みにより精査した結果、歳出では総務費で160万8,000円、基金積立金で256万7,000円をそれぞれ減額するなど、総額で400万円を減額し、歳入ではサービス収入を379万3,000円、一般会計繰入金を16万9,000円それぞれ減額しております。

これにより今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ400万円の減額補正となり、累計予算総額は3億7,940万円となっております。

続きまして、議案第14号令和2年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

今回の補正内容は本年度の実績見込みにより精査した結果、歳出では総務費で91万7,000円、サービス事業費で718万8,000円をそれぞれ減額し、総額で810万円を減額しております。歳入ではサービス収入を777万6,000円、一般会計繰入金を138万4,000円それぞれ減額する一方、基金繰入金を100万8,000円追加計上しております。

これにより今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ

810万円の減額補正となり、累計予算総額は2億6,060万円となっております。

以上2件の補正予算につきまして、ご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番下元昇君。

○8番（下元昇君） 議案第14号について、少しお伺いします。169ページの歳出の中でサービス事業費が718万8,000円ほど減額になっておりまして、その内容は先ほど一般会計補正予算でもお伺いしましたけれども、会計年度任用職員の報酬でありますとか、あるいは一般職の方々の給料の減額等で718万8,000円の減額ですけども、こういった四万十荘も現在は筒いっぱいの入居者数といいますけど、定員が足りていないことはないと思うんですけども、これだけの減額措置をしたことで、入居されている方々へのサービスの低下といたしますか、そういったことはないのか、その点についてお伺いをします。

○議長（味元和義君） 特別養護老人ホーム事務長川村裕之君。

○特別養護老人ホーム事務長（川村裕之君） お答えいたします。

173ページ、四万十荘のサービス事業費の中で会計年度任用職員の報酬が減額されているということで、その影響で利用者へのサービスが低下とか利用者の人数が減っているのではないかというご質問やったと思います。

利用者については、定員50人、短期、ショート利用が4人となっておりますが、それについては特に減っているということではなくて、短期もおりますので十分な充足率というか、入所していただいております。また、ショートについても12月補正でも増額をいたしましたし、今回も増額しておりますけど、利用が今年度におきましては多かったということでございます。

会計年度任用職員の報酬が減った原因ですけど、看護職員が4人おりましたが、1人、8月末で退職されまして1人減になりましたが、9月から補充ができなかった関係で、264万9,000円の減額のうち106万2,000円が看護職員の補充ができなかった分です。

サービスの低下という部分については、看護職員4人が3人になったということも当然あるんですけど、リハビリとか身体の状態を維持していこうという機能訓練と機能訓練加算というののもあって、そういうサービスも行っておりましたが、それが9月以降できてい

ないことがサービス低下といえ、そうございますので、4月からは機能加算も取りながら職員補充もして、サービス向上に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 両会計の中で極端なところがありますので、その点だけです。それぞれ諸収入が両施設ともあるわけですが、窪川荘の諸収入を見てください。3,400万円余りです。一方で四万十荘の諸収入を見てください。5万円程度です。これは、確かに入所者の数は違うわけですが、雑入でこれだけの差があるのは何なのかと単純な質問ながです。一方でこれだけ、3,000万円超える、四万十荘だけは数万円、この極端な原因はどこに起因するのか分かりません。お答えください。

○議長（味元和義君） 特別養護老人ホーム事務長川村裕之君。

○特別養護老人ホーム事務長（川村裕之君） 予算書163ページ、歳入の諸収入の中の雑入が窪川荘と四万十荘では予算総額が全然違うということで、その理由はというご質問やったと思います。

両施設につきましては、ご存じのとおり、昨年3月31日で打切り決算をして組合立から町立に変わっております。その時点での窪川荘の決算剰余金がこの3,457万7,000円の補正前の額のうち3,449万9,000円が決算剰余金として、この雑入に入れておるということでございますので、それは当然歳出として財政調整基金へ積み立てますよというプラスマイナスの予算計上しているわけですが、その他の雑入については、金額的には四万十荘と同じぐらいの、6万7,000円から実績精査で3万8,000円を減額して2万9,000円程度の収入ということでございますので、ご理解をお願いします。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第13号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号令和2年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第4号）を採決します。

議案第13号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

これより議案第14号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号令和2年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第4号）を採決します。

議案第14号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第18、議案第15号令和2年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第19、議案第16号令和2年度四万十町水道事業会計補正予算（第3号）、以上、議案第15号及び議案第16号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第15号の下水道事業特別会計補正予算並びに議案第16号の水道事業会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第15号令和2年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正内容は本年度の実績見込みにより精査した結果、歳出では総務管理費で10万9,000円、維持管理費で29万1,000円をそれぞれ減額して、総額40万円を減額し、歳入では

一般会計繰入金を40万円減額しております。

この結果、今回の補正額は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ40万円の減額補正となり、累計予算総額は4,780万円となっております。

続きまして、議案第16号令和2年度四万十町水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回の主な補正内容は歳出については、事業費用におきまして人件費で4万円を減額して、累計予算額を5億2,968万5,000円とし、資本的支出におきまして、建設改良費で工事請負費1,500万円を減額して、累計予算額を3億8,811万8,000円としております。

以上2件の補正予算につきまして、ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第15号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号令和2年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第15号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

これより議案第16号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号令和2年度四万十町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第16号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第20、議案第17号四万十町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第17号四万十町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、四万十町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定することについて、四万十町議会基本条例第11条第7号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本町の高齢化率につきましては、令和2年9月末現在で44.1%となっておりまして、今後もさらに上昇する見込みであります。高齢化の進展に伴いまして、要介護者や認知症高齢者の増加、高齢者の独り暮らしや高齢者のみの世帯の増加等を背景に多くの課題が生じており、これらの解決に向けた多様な対策が求められております。また、今後、総人口が減少する中で財政の健全性を維持しつつ、地域と連携して必要な人に必要な支援が提供できる仕組みづくりと、介護保険事業計画の安定運営を図る必要があります。

この計画は、高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画が令和2年度末で完了することを受けまして、いわゆる団塊世代が後期高齢者となる令和7年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据え、超高齢社会の諸課題に対処していくために策定するものでございます。

介護保険事業計画は、介護保険法の規定により3年を1期として定めること、また、老人福祉計画と一体のものとして策定することとされていますので、令和3年度から令和5

年度を計画期間として、これらの計画を一体的に策定いたします。

今回策定する計画の基本理念については、第3期計画から掲げてまいりました「地域住民の一人ひとりがいきいきと暮らせるまちづくり」を継承し、高齢になっても可能な限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう、自宅を始めとする住まいを確保した上で、医療、介護、介護予防及び生活支援を一体的に提供するための地域づくりを目指します。

このような地域包括ケアシステムの構築は自助・互助・共助・公助を組み合わせることにより実現をされます。

本計画におきましては、一つ目として、介護予防と健康・生きがいの促進、二つ目として、認知症施策の総合的な推進、三つ目として、地域で高齢者を支える仕組みづくり、四つ目として、介護保険事業の適正・円滑な運営を基本目標として掲げまして、それぞれの施策を推進いたします。

なお、計画期間中の介護保険料につきましては、介護認定者数やサービス別事業量等を勘案し、3年間の介護サービスの総給付費を算出した上で見込んでおります。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、議案第17号四万十町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定についてを質疑をしていきたいと思いますが、議員の皆さんは承知ですが、質疑後、委員会付託をされるということのようですので、私はその委員会の委員になっていますので、深くこの場では、質問はする予定でしたけれども、しません。

それで一応、私はそれなりに99ページ、読ませていただきました。非常に立派な計画案です。ただ残念なのは今ある7期計画の成果、いわゆる評価が一切出されていません。今、町長の提案の中で第7期計画を見直す時期が来たと。この説明資料の中に書いていますね、11ページ。本計画は第7期計画の検証及び見直しを行いながら第8期の計画を立てていくんだという提案ですね。今、進行中の7期計画の最終年度に当たるわけですがけれども、大まかにこの3年間、7期計画がどうであったのか。

一応7期計画は持っています。私自身はろくに読んでいません。しかし、内部ではしっかりと検証してきたはずなのですが。それを受けて8期計画を私どもに示してもらって

ると私は思っています。その大まかな、8期に行くまでの、この計画を立てるまでに7期の成果、課題というものは、それは詳細にわたって私は聞くつもりはありませんが、この高齢者福祉・介護保険計画の中で大まかに成果が出た、しかし残念ながら計画したけども課題として残って、8期にまた計画するんだというものがあればお示しを願いたいのと、問題はこの計画、介護保険料ですね。

第7期は月額6,000円で来ました。8期も一応計画では、標準ですが、0.3、0.5、軽減率がありますので、標準は6,000円で今度行こうということですが、令和2年度、現年度の繰越しがあるのではないかなと。それを見込んで6,000円なのか。基金を令和3年度に入れるので8,000円で抑えていこうとしゅうのか。それとも基金は基金として第7期は積み立てておきながら6,000円にするのか。そこら辺の大まかな介護保険料の算定が出ていますね。根拠があって、計算も書かれています、十分精査していませんので目を通すだけです、そこら辺の大まかな、そういう介護保険料策定に至った経過も含めて、成果、課題、8期目の月額報酬が標準で6,000円になるんだという案と、基金はどうかという点だけお答えください。

○議長（味元和義君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） お答えします。

第7期の成果、課題についてです。今回、策定委員会を行う中で第7期計画に挙げた全事業の現状、課題、今後の方向性について確認しました。その結果、お渡ししている第8期計画に至っております。皆さんの手元にはそれがないので分かりにくいと思いますが、言われたように大まかにどのようなことができて、どのようなことができていなかったかを一部紹介させていただきます。

まず、在宅福祉サービスの部分です。高齢者福祉計画の部分です。在宅介護手当の支給対象の要件を要介護2以上に拡大しました。それから軽度生活援助事業を見直しまして、短時間でごみ出しなども可能としました。配食サービスの委託先を増やして、大正地域でも開始いたしました。それから介護予防事業について、新たに健康ステーション事業やシルバーリハビリ体操指導士の養成を始めて、介護予防の充実を図りました。それから地域の課題の一つである移動支援について、それを検討する協議体を立ち上げました。地域包括支援センターの機能強化について、県のモデル事業でアドバイスをいただきながら課題の整理、今後の活動のヒントを得ましたが、本年度異動で専門職が減少しましたので、第8期は十和の地域包括支援センターの在り方も含めて体制の見直しを図ります。

できていない点です。ヘルパー事業所の廃止がありました。また、新型コロナウイルス感染症の影響で介護サービスの利用料が一部減少しております。一部、個別サービス計画の立て直しや調整が必要になった方がおいでました。介護職員不足が長年の課題でして、毎年介護職員の要請を続けてきましたが、受講される方はもう既に介護施設に就労している方ばかりで、新規の要請に至りませんでした。このため第8期計画では現状の介護サービスが何とか維持できるよう、県とも連携をしながら人材確保の支援や離職防止の取組を進めていきます。また、既存のあったかふれあいセンターの生活支援機能など、ほかの面からの充実を図るとともに、元気な高齢者の皆様が支え手側として活躍できる形も検討していきたいと思います。

そのほかにも新型コロナウイルス感染症の影響等で認知症の啓発や研修が十分行えていませんので、第8期では認知症の啓発や相談先の周知に力を入れていきます。在宅医療と介護の連携について、大正・十和地域で診療所を中心とした協議の場を持って、課題の整理を一定行いましたが、今後、引き続き地域包括ケアシステムの構築を図っていききたいと思います。第8期では新たに退院後支援の取組を始めていききたいと思います。

全体を振り返る中で思ったことですが、介護福祉の分野というのは一定の実績があっても新たなニーズが生まれて、その対応が必要となるため、柔軟に整理し直し、形を変えながら次へつなげていくことになる、この度つくづく思いました。第8期計画書を見ていただいたら分かると思いますが、重点指標とか、何をもってよしとするかという成果目標を設定して取り組んでいくようにしました。

介護保険料についてです。第7期は6,000円でした。第8期においてもすごく検討しました。繰越しが確かにありますし、基金もあります。ただ介護保険料を維持するために基金から2,000万円を繰り出して維持して、今後も急な変動を避けることを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 担当課長から成果と課題について明快に答弁いただきました。私自身は一生懸命7期で頑張ってくれた成果もかなり見えてくるんじゃないかなと評価をいたします。

その中で、私は横文字が好きではありませんけれども、8期の計画の中でノーマライゼーションという言葉を書いているがですね。障害がある人もない人も一緒の、共同

に同じような生活を送るのがノーマライゼーションという横文字です。8期計画の中で住宅問題が計画に挙げられているんですね。7期も恐らく挙げられたのじゃないかなと思うて、ちょっと見たけど、よう探しません。公営住宅のバリアフリー化ですね。

7期はどこまで町営住宅のバリアフリー化を目指して、担当課長がおりませんのに、急な質問になりますので、分からなけりゃ分からんでいいです、委員会があるから。分かっているれば、今年度、あそこの住宅をバリアフリー化した実績があればお示しを願いたいのと、併せて、基金です。基金をどれだけ貯めとんかというのが問題ながですね。私は基金問題が非常に気になるがです。

国保もそうですが、今どんどん繰り出ししていますので、そんなに基金残高はありません。介護保険料がどれだけ基金を持っているか。2,000万円、来年度は崩すということですが、基金をどれだけ積み立てるか、その標準がないと。いざというときにという形で貯め込むんですよ。だから、そこら辺の計画をしっかりと持ってもらわんと、基金を積み立てたって、今、払う人たちのお金を積み立てておかれると、払った意味がないがですね。だから、ある程度は基金を取り崩すということが基本的にないと払い損になる可能性もありますので、そこら辺の基準をどう持つか、それが私は大事ではないかなと思いますが、その点。住宅のバリアフリー化、どこまで今年度はやる予定でやってきたかという点。書いていますよ。建設課は関係ないと思うちょっと困りますよ。いいですか。計画書を持っていますか、建設課の担当の方。35ページを見てくださいね。公営住宅の整備改修、障害のある人や高齢者が居住する町営住宅の建て替え、改善事業等の実施によりバリアフリー化に対応した住宅の供給に努めます。

〔発言する者あり〕

○12番（田邊哲夫君） ごめん。一括や思いよった。障害計画でやります。前もって質問しましたので。

じゃ、その介護保険料、基金。現在の基金残高とどこまで基金を積み立てておこうという考えがあるのか。それ以上になったら保険料軽減のために努力しますという目標。大変困っていますよ。年金は下がる、新型コロナウイルス感染症禍の中で天引きされる、生活が苦しいという高齢者の方、たくさんおられます。若者も含めてですが。どうかできるだけ保険料は抑えて、基金を回す、その基準額を教えてください。

○議長（味元和義君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） 基金については1億5,000万円になっております。そ

の中から2,000万円を崩して6,000円の保険料を維持するということは、今後もし、もうちょっと崩したら、一旦保険料が下がったら、次の段階でかなり上昇するということで、非常に住民の方が戸惑われるのではないかという危惧もあります。それから、高知県下で下げるところはないと聞いております。それから、県にも相談しましたが、基金を無理して崩さなくてもいい、維持するのが妥当ではないかというご意見もいただいた結果、今に至っておりますが、今後どうしていくかということは本当に大事な部分ではあると思いますので、今後のことについては、また慎重に協議してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 担当課長、私はこう思うんですね。今、県下で引下げをしたところはないと言いました。それはそれぞれ自治体によって財政状況は違いますよ。四万十町なんか百九十何億円の予算、県内の町村、見てくださいよ、どこっちゃありませんよ。それでも四万十町はやっていますよ。だから、私が言いたいのは、ほかがやらんけん四万十町がやらんでもええだろうという考えは捨ててほしい。独自の政策というのは各自治体で私はあってもいいと思いますよ。だから、確かに毎年毎年上げ下げは駄目ですよ。だから、ある一定の基金は貯めておかないかんというのは私も言いました。だから、それなりの計画を立てていますので、ある程度、予想がつくはずながですよ。それに応じた、できるだけ負担を抑える努力を基金も活用しながらやってほしいということで、やるということでありますので、後、委員会付託でまた勉強させてもらいます。

以上で終わります。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

1 番酒井祥成君。

○1 番（酒井祥成君） ありがたいことに今回、地域包括支援センターの機能強化ということで、私が一般質問をさせていただきました高齢化比率が50%を超える十和地域への地域包括支援センターの整備について、職員の適切な配置等の検討を行いますとなっておりますが、配置を行いますと書いておりませんが、できるだけそういう形で、これから委員会に付託されますので、また、その中で是非検討もお願いをしたいと思います。特に十和地域の場合には大正地域よりか、相談件数は多いと思いますよ。ですから、そこを含めて今回もこういう形になったかなとは思いますが、課長は非常に福祉については強い方ですので、勉強されておりますので、是非そういうことも。本当は校区単位で包括支援

センターは必要であると本には書いてあります。したがって、必ず地域振興局に設置して、2025年の対応を是非やっていただきたいと、特にここでお願いして、質疑を終わりたいと思います。この「検討」が削除されれば、非常にありがたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

8 番下元昇君。

○8 番（下元昇君） 先ほどの介護保険事業の補正予算の中でもちょっとお伺いしましたけれども、この資料の55ページに在宅介護手当のことも明記されておりまして、月2万円の手当を支給するという、いわゆる継続で現状2万円は維持するということですが、私は昨年2月に父親、母親、双方を看取って、両親の介護も全て終わりました。約十四、五年、昨年まで見てきたわけですが、やはり在宅の介護がどのくらい負担になるかということも改めて、この後、委員会の中で検討していただくんですが、家にいると、ご承知のように、いろんなところへ行かせていただきます。家に朝から晩までずっと一緒に暮らすことができませんので、ショートステイでありますとかいろんなところに行って、家族の負担を軽減したんですけれども。実は昨年、母親が亡くなった後、これまで家におるときにはどのくらいお金が毎月、持ち出しが要ったかを妻に聞いたんですが、うちの場合で大体1人に10万円ほど持ち出しが要ったと。だから、金銭的な負担というのも大きいんですね。

今こちらに座っている我々議員は既に大体、親の面倒を見終わった方、あるいはまだ見ている人もいると思うんですが、執行部席の方は多分これからだと思うんですが、私の家庭の場合は妻が商売していますので、一緒におって、ある一定は看れたんですよ。ところが、皆さん方のように勤務されて、配偶者もどこか別のところに働いているとなかなか目が届きません。そのために何らかの方法でデイサービスに行くとかいろんなことをする、しかし、それがやっぱりお金がかかりますので、是非、先ほどの1番議員じゃありませんけれども、課長から検討させていただきますという答弁をいただきましたけれども、検討ということはなかなか現実的にはちょっと難しいんやというのが議会の常識なんですけれども、本当に肉体的な負担も、見る方は大変です。それ以上に金銭的な負担も本当に大きいので、立派な計画書ができましたので、是非ともこういった手当のことにつきましても前向きに検討して、できれば条例改正ができるように、これから頑張りたいと思います。何か答弁があれば、お願いします。

○議長（味元和義君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） お金に関わることで、前向きに検討させていただきます。後は町長にお任せします。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私からお答え申し上げたいと思います。

やはり施設介護があつて、逆に在宅介護ありと。在宅介護がなければ施設介護もあり得ないということで、お互いがそういった関係にあります。2年前ぐらいでしたかね、今までのおむつ代を倍額にしたという経緯もありますが、そのときの私の考え方としては、特別養護老人ホームにおつた関係で、基本的に本人負担分が、例えば在宅で一生懸命やつて1万円、施設へ入ったら3万円で生活できる。確かに食費、居住費は別ですけども、そういったアンバランスもあつたと。同じ町民として町の財政支援額を見たときには3万円から3万5,000円の個人に対しての町負担があり得るということでした。やはり、そこを我々は少し平準化をしたいと。在宅で苦労される方においては2万円ということで今やっています。

ただ、本当に在宅介護、大変やと思います。私も下元議員じゃありませんけども、2人看取りましたけども、本当に在宅介護でしっかり見ていただく。今、特別養護老人ホームの場合は要介護3以上でないと入れない。しかし、現実には4以上でないと入れないような状況です。ですから、要介護3とか2とかもなかなか手がかかる状態ですので、その辺も含めて、それこそ前向きに考えていきたいと思いますので、ご理解もいただきながら、また要所要所ではご意見もいただいて、対応していきたいと考えております。

○議長（味元和義君） 8番下元昇君。

○8番（下元昇君） 町長からも答弁がありましたように、是非とも前向きな検討をよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第17号は、教育民生常任委員会に付託することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は教育民生常任委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩します。2時35分まで休憩します。

午後2時23分 休憩

午後2時35分 再開

~~~~~

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21、議案第18号四万十町第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第18号四万十町第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、四万十町第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を策定することについて、四万十町議会基本条例第11条第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本町では、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成19年3月に「温かな支え合いのなかで、一人ひとりが輝き、安心して暮らせる共生のまち 四万十町」をキャッチフレーズに四万十町障害者計画及び障害福祉計画を策定し、平成30年3月には障害児支援を包含し、児童発達支援センターの設置目標や、児童福祉法に基づく障害児サービスの見込み量等を設定した第1期障害児福祉計画を策定をしております。以降、国の障害者施策の制度改正等を踏まえまして、計画の見直しを行いながら障害福祉に関する取組を進めてまいりました。

本計画は、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画が令和2年度末で満了することから、多様化する障害児者のニーズを踏まえ、新たな成果目標と活動指標に相談支援体制の充実強化等、及び障害福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築を追加し、本町の現状及び課題、並びに新たな国の制度や高知県の障害福祉計画等の動向、当町の上位計画との関連性等を踏まえ、本町におけるさらなる障害者福祉のまちづくりを推進するため、基本計画の四万十町第3期障害者計画に準ずる第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉

計画を策定するものでございます。

本計画の成果目標といたしましては、一つ目に、福祉施設の入所者の地域生活への移行、二つ目として、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築、三つ目として、地域生活支援拠点等における機能の充実、四つ目として、福祉施設から一般就労への移行等、五つ目として、障害児支援の提供体制の整備等、六つ目として、相談支援体制の充実・強化等、七つ目として、障害福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築を掲げ、これらの目標の下に活動指標を設定し、各施策を推進してまいります。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） お伺いいたします。

四万十町障害者計画策定委員会の名簿を見させていただきました。92ページになります。その中で当事者代表が1名いらっしゃって、先ほどの町長の提案理由からもありましたけど、国や県の動向を見ながら町のことも考えていくともおっしゃっていたんですが、やはり四万十町で現在障害を持って暮らされている人が一体何を必要としており、また必要としていないか、両方の面を当事者自ら発信していただくことが一番重要だと思うんです。1名しか参加されていないですが、もっと幅広く障害を持った方から意見を伺う必要があるのではないかと思います。その辺りはいかがお考えでしょうか。

○議長（味元和義君） 健康福祉課長長森伸一君。

○健康福祉課長（長森伸一君） まず当事者代表は名簿にあるとおり弘瀬氏になってもらっております。そしてもう1名、障がい者としては、長らく障がい者団体等の役員をしてもらっておりました、6番目における身体障がい者相談員の方も障害があります。この方からも障害当事者としての意見も併せていただいております。また、今回おりませんが、一般の方の募集もさせていただきましたが、6月25日まで募集をしていたところですが、応募がなかったということで今回この名簿になっております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 先ほどは先走って提案前の議案を質問しましたので、計画案に沿ってお聞きをしていきたいと思いますが、2ページ、第1章、計画の基本的な考え方で基本理念ですね。基本理念はノーマライゼーションということです。その中で一定の成果は見られていますと。一方で解決すべき課題はまだ多くありますということで、引き続きこういう計画をこれから立てていきますというのがこの計画の基本理念です。

では、先ほども高齢者福祉でお聞きしましたが、どういう成果があり、課題が多く残っているとしたら主なものはどういう問題なのか。35ページの中で、いわゆるノーマライゼーションを実施するためにはやはりバリアフリー化を目指さなきゃいかんと、そういうことで様々な、町営住宅含めて公共施設、どうバリアフリー化するかというものは課題であるわけですが、そういった点について、町として成果として挙げられるものがあつたら、どういう点なのか。よく国はこの計画の中で施設から地域へと、地域移行というのがずっと国の考え方としてあるわけですが、その地域というものをどう捉えるかは、私自身も専門的に勉強したことはありませんが、地域という国の考え方ですね。施設から地域へ。それは地域にある施設で面倒を見なさいよというのか、それぞれ生まれ育った障がい者がそのエリア、いわゆる自分たちの住んできたところに帰って、共助、互助をもって、地域の方も障がい者に温かい目で地域で守ってほしい、支えてほしいという考えの下で施設から地域へというスローガンなのかね。その点も併せて、この計画の中にあれば、その点もお答えいただければありがたいと思います。

○議長（味元和義君） 健康福祉課長長森伸一君。

○健康福祉課長（長森伸一君） まず、この計画でできたところ、できなかったところの質問であります。

今回見直しを行ったのが第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画となっております。上の第3期障害者計画につきましては、計画案の5ページを見てもらえたらと思います。第3期障害者計画につきましては、平成30年から6年間を一つの計画期間としまして、平成30年から第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画を実行しておりまして、今回3年経過して、それまででできたところ、できなかったところを見直して、今後行っていくべきことを、令和3年度から5年度で実際に行っていくことを数値目標に表したのが第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画となっております。

実績とこれから行うところについては計画の41ページにあります。ここの第1章で成果目標や活動指標等をそれぞれの項目を立てて、平成30年から行ってきた3年間の実績、そ

れを基にして、今後、令和3年から行う3年間の数値を表しております。こういうところを見直して、できたところ、できなかったところ、また新たな課題等を数値目標として今回掲げさせてもらっております。

実際の成果につきましては、これからの3年間によって第3期障害者計画として総括するようになると思っております。そして、町の成果としまして、基本的にはいろんな施設でバリアフリー等はやっておりますが、今回、興津出張所の建て直しをする際に、健康福祉課として意見を言わせてもらいまして、トイレを車椅子の人が動けるように広くしてほしいと提案し、そのように改修してもらうことがあります。

併せまして、地域への移行というところで説明させていただきます。41ページの福祉施設の入所者の地域生活への移行ということですが、極力、障害のある方については福祉施設など生活ができるところが限られている場合があります。そういうところを今後、障害があっても、最初に言ったノーマライゼーションという言葉が、理念があったとは思いますが、「障害のある人もそうでない人と同様の生活ができるように支援する」とあるように地域、自宅だけではなく、障害のある人が障害に関係なく、自分が住みたいところで住めるような社会を実現していくために、この障害者計画を定めていくということで、数値目標等を掲げて実施しているところです。地域というのは自宅とかにこだわりなく、どこでも暮らせるとしております。

公営住宅については、建設課から報告いたします。

以上です。

○議長（味元和義君） 建設課副課長竹内幸喜君。

○建設課副課長（竹内幸喜君） 計画の成果という面で、35ページの生活環境の整備の中に公営住宅の整備改修の欄があります。障害のある人や高齢者が居住する町営住宅の建て替え・改善事業などの実施によりバリアフリーに対応した住宅の供給に努めますということで、実績としましては、平成30年度より令和2年度までの3年で8戸のバリアフリー、建て替え事業に伴うものでありますが、そのたびに住宅性能評価というものを受けて、高齢者への配慮が基準になっておりますので、高齢者が安全に移動するための基本的な措置、段差が少ない、また浴室やトイレの手すり、トイレの入り口の幅の広さ、そういった介護の面で随時整備しております。これはこの計画ができるずっと以前から、住宅の建て替え時にはこういった基準で整備をしております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

3 番林健三君。

○3 番（林健三君） 関連して課長にちょっと質問したいと思います。34ページ、町営住宅の関係はバリアフリーとかその辺はできるような話だったけど、トイレとか、浴室の関係、57ページに書きゅうけんど、もし介護が必要になったときに個人住宅には補助金的なものはないがですか。ちょっとその辺だけお知らせしてもろたら。この資料読みよったけど、その辺は全然書いてないし、トイレの改修、それからもちろん風呂場を広うにせんと、普通の風呂じゃなかなか障がい者になったら入れんと思うがよ。その辺の政策的なものがあるがやったら教えてください。

○議長（味元和義君） 健康福祉課長長森伸一君。

○健康福祉課長（長森伸一君） 障害がある方の個人の住宅等の改造に関する質問です。

まず、65歳以上の高齢者の方につきましては、介護保険等の制度で住宅改修等があります。その年齢以下の方につきましても、住宅等改造支援事業費補助金を四万十町は構えております。現在、1人やったと思いますけど、それを利用した実績があります。65歳未満の方も障害の制度で対応できるようになっております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第18号は、教育民生常任委員会に付託することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号は教育民生常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第22、議案第19号四万十町家地川地域活性化拠点施設条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第19号四万十町家地川地域活性化拠点施設条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、本町では、地域住民と都市住民との交流を促進し、持続的な地域の発展に寄与するため、旧家地川小学校を活用した地域活性化拠点施設の整備を進めております。

この条例は、本年7月にオープンを予定しております当該施設を公の施設として設置するため、地方自治法第244条の3第1項の規定により施設の設置及び管理に関する事項について定めるものでございます。

内容につきましては、施設の名称及び位置、使用の許可、使用料及び利用料金、使用者が施設等に損害を与えたときの損害賠償、指定管理者による管理等について規定しております。

また、この施設については、地元住民が組織する団体を指定管理者として管理し、集落活動センター事業の活動拠点としても活用していただくことを予定しておりますが、地域の方々とのこれまでの協議を踏まえまして、施設2階の簡易宿泊施設の運営に係る業務については町の直営といたします。このため、条例では使用料と利用料金を併存させ、利用料金については指定管理者の収入といたします。

なお、施設開設後の4年目となる令和6年度以降には、運営や収支の状況を見定めながら施設全体の業務を指定管理者による管理に移行することを検討いたしております。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第19号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第19号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第23、議案第20号四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第20号四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本町の設置しております教職員住宅のうち、昭和地区にある3棟5戸については、老朽化が進み、ここ数年は入居者がおらず、今後の入居も見込めないため、令和3年度に取壊しを予定しておるところでございます。

本議案につきましては、これらの教職員住宅を条例から削除するものでありまして、条例別表の規定中、昭和教員住宅2の1の項から昭和教員住宅4の2の項までを削除するものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第20号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第20号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第24、議案第21号四万十町移住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第21号四万十町移住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本町では少子高齢化、過疎化対策として、移住促進に取り組み、その一つとして、現在までに3棟6戸の移住支援住宅を整備しております。移住促進のための住居の提供につきましては、移住支援住宅のほかは、民間の空き家物件の紹介や町が空き家を借り上げて賃貸する中間管理住宅など、様々な形で取り組んでいるところでございますが、現状では移

住者のニーズに対して供給できる住居数が少ない状況にあります。

これらのことから、昨年7月に高知信用金庫から取得して整備した住宅2棟5戸分を移住支援住宅として活用するため、条例を改正するものでございまして、条例第2条の表に大正移住支援住宅2棟を追加いたします。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第21号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第25、議案第22号四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第26、議案第23号四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、日程第27、議案第24号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、以上、議案第22号から議案第24号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第22号から議案第24号までの条例改正議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

2019年末に中国で感染者が確認されて以降、世界各国に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症については、国内においても新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令によって、指定期限を定めてその対策が講じられてきたところでございます。

しかしながら、今後は期限の定めなく必要な対策を講じることができるよう、政令は廃止され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等感染症の一つとして位置付ける改正法が令和3年

2月13日から施行されております。

このため、条例の規定中で新型コロナウイルス感染症の定義規定があるものについては、改正する必要が生じたので、該当する条例を改正するものでございます。

まず、議案第22号四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための作業に従事した職員に支給する特殊勤務手当に関し、定義規定を定めるものでございます。

次に、議案第23号四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関し、定義規定を改めるものでございます。

次に、議案第24号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免に関し、定義規定を定めるものでございます。

以上3議案につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第22号から議案第24号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第22号から議案第24号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第28、議案第25号四万十町基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第25号四万十町基金条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例につきましては、町内の子どもたちの進学意欲の向上や、若者の定住及びU・

I ターンの推進を図るために実施する四万十町奨学金返還支援事業補助金の財源確保を目的とした新たな基金を設置するため、所要の規定を整備するものでございます。

改正の内容といたしましては、第3条第1項に規定する積立金として設置する基金に四万十町奨学金返還支援基金を追加するものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第22号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第22号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第29、議案第26号四万十町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第26号四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例は、今議会の議案第17号として提案しております第8期介護保険事業計画の策定、並びに令和2年2月13日からの新型コロナウイルス感染症の法的位置付けの変更に伴いまして、※P78訂正あり所要の規定を整備するものでございます。

改正内容といたしましては、令和3年度から令和5年度までの各年度における第1号被保険者の保険料及び減額賦課に係る保険料を令和2年度分と同額になるよう規定いたします。また、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した方々等に対する保険料の減免に関し、定義規定を改めるものでございます。

ご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第26号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第30、議案第27号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、日程第31、議案第28号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、日程第32、議案第29号四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、日程第33、議案第30号四万十町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、以上、議案第27号から議案第30号までの4議案を一括議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第27号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、議案第28号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、議案第29号四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、並びに議案第30号四万十町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

これらの議案につきましては、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえ、令和3年1月25日に公布されました指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する

基準等の一部を改正する省令に伴いまして、所要の条例改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、まず、感染症対策の強化としまして、介護サービス事業者に感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施を義務付けることといたしました。

次に、ハラスメント対策の強化としまして、全ての介護サービス事業者に雇用の分野における男女の均等な機会、及び待遇の確保等に関する法律等におけるハラスメント対策に関する、事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求めることといたしました。

また、会議や多職種連携におけるICTの活用におきましては、運営基準において実施が求められる各種会議と利用者の居宅を訪問して実施が求められるものを除きまして、感染防止や多職種連携の促進の観点から、利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス及び医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等を参考にし、また、利用者等が参加して実施するものについては、利用者等の同意を得た上でテレビ電話等を活用しての実施を認めるものといたしました。

さらに高齢者虐待防止の推進としまして、障害福祉サービスにおける対応を踏まえ、介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生、またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施すると共に、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付けることといたしました。

なお、これらの義務付け措置等につきましては、3年の経過措置期間を設けることとしております。

以上4議案につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております第27号から議案第30号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第27号から議案第30号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを

行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第34、議案第31号四万十町まちづくり基本条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） まず、議案第31号の提案理由の説明の前に議案第26号の一部訂正をさせていただきたいと思います。この中で介護保険事業計画の策定並びに令和2年2月13日からの新型コロナウイルス感染症の法的位置付けと説明させていただきましたが、この日時がちょっと誤っております。令和2年2月13日と表現したところを令和3年2月13日として訂正させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、議案第31号四万十町まちづくり基本条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例は四万十町まちづくり基本条例の第7章、地域自治区に関する規定を削除するものでございます。

四万十町まちづくり基本条例は、四万十町の自治の基本理念、町政運営の仕組みや考え方などを規定し、住民が主体となった協働による自治を実現するため、まちづくりの基本原則を定めた本町の最高規範として制定され、平成23年4月1日から施行されております。この条例の第7章においては、町村合併により自分たちの声が町に届かなくなるのではないかという住民不安の払拭が重要であり、また、身近な地域課題は住民自らが担うことが効果的かつ効率的であるとの考えから、第26条には地域内分権の規定が、第27条には地域内分権の仕組みとして地域自治区の設置を目指すことが定められております。

本町では、この地域自治区の設置について、条例制定後の平成23年10月から、地域自治区検討委員会による検討を重ね、平成25年8月の第15回目の会議において提出された最終答申書の内容を基に制度の原案を作成するとともに、住民の皆様に地域自治区制度の理解を深めていただくため、平成25年9月から町内70か所以上で説明会等を開催するなど、地域自治区の設置を目指して取り組んでまいりましたが、平成26年4月の私の町長就任時に「現段階での地域自治区の設置は凍結をします」と申し上げ、地域自治区制度の導入を見送ってまいりました。その理由は地域自治区については、住民の方が主体的に取り組んでいくことが成功の鍵となりますが、まだまだ受け入れる地域の基盤ができていないのでは

ないか、また、設置したとしても効果的に機能するのかといった危惧の念を抱いていたからであります。

現在、町村合併後十数年が経過し、合併時に懸念されたことや、現在の状況下における地域自治区制度導入の必要性について、今後の町の方向性を協議し、地域自治区制度は導入しないことを前提に、令和元年11月から令和2年1月にかけて町内8会場で開催した町政懇談会や令和2年4月の区長連絡会、また、本年2月に実施した意見公募手続による公聴会においても町としての考え方をご説明させていただいたところであります。

この度、町の方針として、現在の社会情勢下においては地域自治区制度を導入する必要はないと判断いたしまして、条例の改正を提案するものでございます。

ご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第31号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第35、議案第32号四万十町作屋就業改善センターに係る指定管理者の指定について、日程第36、議案第33号四万十町興津地区多目的集会所に係る指定管理者の指定について、日程第37、議案第34号四万十町大正北ノ川多目的集会所に係る指定管理者の指定について、日程第38、議案第35号四万十町江師生活改善センターに係る指定管理者の指定について、日程第39、議案第36号四万十町瀬里集会所に係る指定管理者の指定について、日程第40、議案第37号四万十町小野農業構造改善センターに係る指定管理者の指定について、日程第41、議案第38号四万十町十和東部地区交流センターに係る指定管理者の指定について、日程第42、議案第39号四万十町河内集会所に係る指定管理者の指定について、日程第43、議案第40号四万十町井崎集会所に係る指定管理者の指定について、日程第44、議案第41号四万十町十和川口集会所に係る指定管理者の指定について、日程第45、議案第42号四万十町里川入会林総合利用センターに係る指定管理者の指定について、

て、日程第46、議案第43号四万十町昭和高齢者創作館に係る指定管理者の指定について、以上、議案第32号から議案第43号までの12議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第32号から議案第43号までの指定管理者の指定議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

これらの議案は、公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

これら議案の12施設につきましては、主に地域の集会施設として活用されているものでございまして、現在これらの施設は地域自治会が指定管理者となり、管理業務を行っておりますが、令和3年3月末をもって指定期間が満了いたします。このため、引き続き指定管理者による管理を行うこととし、令和3年度から令和7年度までの指定管理者の選定に当たりましては、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第2項の規定による総合的な判断を行うため、四万十町指定管理者選定委員会で協議いたしました結果、同条第1項の規定により、これら12施設の指定管理者の候補者を公募によらず選定したものでございます。

まず、議案第32号四万十町作屋就業改善センターに係る指定管理者の指定につきましては、候補者として四万十町上作屋地区を選定しております。

次に、議案第33号四万十町興津地区多目的集会所に係る指定管理者の指定につきましては、候補者として興津郷分地区を選定しております。

次に、議案第34号四万十町大正北ノ川多目的集会所に係る指定管理者の指定につきましては、候補者として四万十町大正北ノ川地区を選定しております。

次に、議案第35号四万十町江師生活改善センターに係る指定管理者の指定につきましては、候補者として四万十町江師地区を選定しております。

次に、議案第36号四万十町瀬里集会所に係る指定管理者の指定につきましては、候補者として四万十町瀬里地区を選定しております。

次に、議案第37号四万十町小野農業構造改善センターに係る指定管理者の指定につきましては、候補者として四万十町小野地区を選定しております。

次に、議案第38号四万十町十和東部地区交流センターに係る指定管理者の指定につきましては、候補者として四万十町浦越地区を選定しております。

次に、議案第39号四万十町河内集会所に係る指定管理者の指定につきましては、候補者として四万十町河内地区を選定しております。

次に、議案第40号四万十町井崎集会所に係る指定管理者の指定につきましては、候補者として、四万十町井崎地区を選定しております。

次に、議案第41号四万十町十和川口集会所に係る指定管理者の指定につきましては、候補者として、四万十町十和川口地区を選定しております。

次に、議案第42号四万十町里川入会林総合利用センターに係る指定管理者の指定につきましては、候補者として四万十町里川地区を選定しております。

次に、議案第43号四万十町昭和高齢者創作館に係る指定管理者の指定につきましては、候補者として四万十町昭和地区を選定しております。

以上12議案につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第32号から議案第43号までの12議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号から議案第43号までの12議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第47、議案第44号四万十町立ひかり保育所に係る指定管理者の指定について、日程第48、議案第45号四万十町大正老人福祉センターに係る指定管理者の指定について、日程第49、議案第46号四万十町十和高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定について、日程第50、議案第47号四万十町十和高齢者生活支援ハウスに係る指定管理者の指定について、日程第51、議案第48号四万十町十和認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定について、日程第52、議案第49号四万十町大正生活支援住宅青空に係る指定管理者の指定について、日程第53、議案第50号四万十町デイサービスセンター百年荘に係る指定管理者の指定について、日程第54、議案第51号四万十町デイサービスセンター緑林荘に係る指定管理者の指定について、日程第55、議案第52号四万十町デイ

サービスセンターさくら貝に係る指定管理者の指定について、以上、議案第44号から議案第52号までの9議案を一括議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第44号から議案第52号までの指定管理者の指定議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

これらの議案は、公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これら議案の九つの社会福祉施設につきましては、現在、町内の社会福祉法人が指定管理者となり、管理業務を行っておりますが、令和3年3月末をもって指定期間が満了いたします。このため、引き続き指定管理者による管理を行うこととし、令和3年度から令和7年度までの指定管理者の選定に当たりましては、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第2項の規定による総合的な判断を行うため、四万十町指定管理者選定委員会で協議いたしました結果、同条第1項の規定により、これら9施設の指定管理者の候補者を公募によらず選定したものでございます。

まず、議案第44号四万十町立ひかり保育所に係る指定管理者の指定につきましては、候補者として、社会福祉法人窪川児童福祉協会を選定しております。

次に、議案第45号の四万十町大正老人福祉センター、議案第46号の四万十町十和高齢者生活福祉センター、議案第47号の四万十町十和高齢者生活支援ハウス、議案第48号の四万十町十和認知症高齢者グループホーム、議案第49号の四万十町大正生活支援住宅青空、議案第50号の四万十町デイサービスセンター百年荘に係る指定管理者の指定につきましては、それぞれ施設の候補者として、社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会を選定しております。

次に、議案第51号の四万十町デイサービスセンター緑林荘並びに議案第52号の四万十町デイサービスセンターさくら貝に係る指定管理者の指定につきましては、それぞれ施設の候補者として、社会福祉法人明成会を選定しております。

以上9議案につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案44号から議案第52号までの9議案について、質疑・

討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案44号から議案第52号までの9議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第56、議案第53号四万十町昭和基幹集落センターに係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第53号四万十町昭和基幹集落センターに係る指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本施設につきましては、主に地域の集会施設として活用されているものでございまして、現在、四万十町商工会が指定管理者となり、管理業務を行っておりますが、令和3年3月末をもって指定期間が満了いたします。このため引き続き指定管理者による管理を行うこととし、令和3年度から令和7年度までの指定管理者の選定に当たりましては、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第2項の規定による総合的な判断を行うため、四万十町指定管理者選定委員会で協議いたしました結果、同条第1項の規定により、本施設の指定管理者を公募によらず、四万十町商工会に選定したものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第53号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第53号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第57、議案第54号地吉農産物処理加工施設に係る指定管理者の指定について、日程第58、議案第55号四万十町興津青少年旅行村に係る指定管理者の指定について、日程第59、議案第56号四万十町興津農水産物加工直販センターに係る指定管理者の指定について、日程第60、議案第57号四万十町三島キャンプ場に係る指定管理者の指定について、日程第61、議案第58号四万十町ライダーズイン四万十に係る指定管理者の指定について、日程第62、議案第59号四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」に係る指定管理者の指定について、日程第63、議案第60号四万十町湯の里ふれあいの家「松葉川温泉」に係る指定管理者の指定について、日程第64、議案第61号四万十町四万十緑林公園に係る指定管理者の指定について、日程第65、議案第62号窪川四万十会館に係る指定管理者の指定について、日程第66、議案第63号、四万十町窪川B&G海洋センターに係る指定管理者の指定について、以上、議案第54号から議案第63号までの10議案を一括議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第54号から議案第63号までの指定管理者の指定議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

これらの議案は、公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これらの議案の産業関連施設、文化施設並びに体育施設の10施設につきましては、現在、町内の一般社団法人などが指定管理者となり、管理業務を行っておりますが、令和3年3月末をもって指定期間が満了いたします。このため、引き続き指定管理者による管理を行うこととし、令和3年度から令和7年度までの指定管理者の選定に当たりましては、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第2項の規定による総合的な判断を行うため、四万十町指定管理者選定委員会で協議いたしました結果、同条第1項の規定により、これら10施設の指定管理者の候補者を公募によらず選定したものでございます。

まず、議案第54号地吉農産物処理加工施設に係る指定管理者の指定につきましては、候

補者として五縁の会組合を選定しております。

次に、議案第55号の四万十町興津青少年旅行村並びに議案第56号四万十町興津農水産物加工直販センターに係る指定管理者の指定につきましては、それぞれの施設の候補者として一般社団法人四万十町観光協会を選定しております。

次に、議案第57号四万十町三島キャンプ場に係る指定管理者の指定につきましては、候補者として四万十川三島観光組合を選定しております。

次に、議案第58号四万十町ライダーズイン四万十に係る指定管理者の指定につきましては、候補者として保喜組を選定しております。

次に、議案第59号の四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」並びに議案第60号の四万十町湯の里ふれあいの家「松葉川温泉」に係る指定管理者の指定につきましては、それぞれの施設の候補者として株式会社あぐり窪川を選定しております。

次に、議案第61号の四万十町四万十緑林公園並びに議案第62号の窪川四万十会館に係る指定管理者の指定につきましては、それぞれの施設の候補者として公益財団法人四万十公社を選定しております。

次に、議案第63号四万十町窪川B&G海洋センターに係る指定管理者の指定につきましては、候補者として特定非営利活動法人くぼかわスポーツクラブを選定しております。

以上10議案につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第54号から議案第63号までの10議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第54号から議案第63号までの10議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことにしました。

暫時休憩をします。3時50分まで休憩します。

午後3時39分 休憩

午後3時50分 再開

~~~~~

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第67、議案第64号令和3年度四万十町一般会計予算を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第64号令和3年度四万十町一般会計予算案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本町の予算編成の目安となる国の予算案は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている国民の命と生活を守るため、感染拡大防止に万全を期すとともに、将来を切り開くためにデジタル社会、グリーン社会の実現や、全世代型社会保障の構築など、中長期的な課題を見据えて、着実に対応を進める予算とし、同時に歳出全般にわたり見直しを行い、新経済・財政再生計画の目安を達成するなど、歳出改革の取組も継続しております。

地方財政についても、国税、地方税の税収の落ち込みに対し、地方の一般財源総額を適切に確保し、地方に最大限配慮するとして、地方財政計画において、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を上回る一般財源総額が確保されております。

また、県の当初予算案は新型コロナウイルス感染症対策と併せて、五つの基本政策と三つの横断的政策を継続し、新型コロナウイルス感染症による守りの年から攻めに転じて、具体的な成果につなげる1年とするとして、3年連続の前年度比においてプラス予算となるなど積極型予算が継続されております。

このような情勢の下、本町の持続的発展のためには、限られた財源を有効に活用しつつ、これまでに取り組んできた各種施策を推進し、好循環の仕組みを途切れさせることなく継続していくことが重要です。このため、令和3年度は新型コロナウイルスワクチン接種などの新型コロナウイルス対応事業を始め、第2次四万十町総合振興計画に掲げたまちの将来像の早期実現と、第2期四万十町まち・ひと・しごと総合戦略を確実に推進し、喫緊の課題である防災対策や公約、重点施策などの実現に向け、編成したところでございます。

この結果、一般会計の予算総額は197億200万円となり、前年度比当初と比較して、22億1,400万円、12.7%の増加となっております。

次に、歳出における性質別の概要について、前年度当初予算と比較しながらご説明を申し上げます。

まず、義務的経費では、職員数や選挙時間外手当の増などに伴い、人件費で8,202万

円、平成29年度借入の過疎対策事業債などの元金償還が始まったことなどにより、公債費で2,287万円、新型コロナワクチン接種事業の増などに伴い、扶助費で6,768万円、それぞれ増加となり、義務的経費全体でも1億7,257万円、3.0%の増加となっております。

次に、投資的経費の普通建設事業費では、単独事業で令和2年度から取り組んでおります音声告知設備再構築事業や新食肉センター施設整備費負担金事業などで減となりましたが、補助事業で木材加工流通施設整備事業や強い農業・担い手づくり総合支援事業などに伴い、大幅な増となり、投資的経費全体でも16億3,490万円、44.1%の大幅な増加となっております。

次に、その他の経費では、ふるさと支援寄附金の増加見込みに伴うふるさと支援基金への積立金や返礼品代などのふるさと支援推進事業の増などにより、その他の経費全体でも約4億654万円、5.1%の増加となっております。

以上が歳出の性質別における前年度比較の概要でございますが、これを賄う歳入のうち自主財源につきましては、令和2年度の課税状況や過去の徴収実績などを基に、見込んだ結果、町税で4,734万円の減少となる一方、ふるさと納税関連では寄附金で1億5,000万円増加となったほか、繰入金でふるさと支援基金や森林環境整備基金で増となるなど、自主財源全体でも約3億6,775万円、7.9%の増加となっております。

また、依存財源でございますが、普通建設事業費の単独事業の減などに伴い、町債が減少となる一方、地方交付税の増加見込みや、普通建設事業費の補助事業の増加などに伴う国・県支出金で大幅な増加となり、依存財源全体では18億4,625万円、14.4%の大幅な増加となっております。

また、町税や地方交付税といった使途を制限されない一般財源につきましては、普通交付税の増加見込みなどにより、総額では96億9,107万円となり、前年度から1億131万円の増加となっております。

また、特定財源については、ふるさと納税による寄附金の増加見込みや普通建設事業費の補助事業の増加等に伴い、国・県支出金が増加となったため、総額でも21億1,269万円の大幅な増加となっております。

ここまで、歳入歳出予算における性質別の概要についてご説明申し上げましたが、引き続き、歳出予算の主な内容につきまして、予算科目順にご説明を申し上げます。なお本年度の主要事業については、お配りをしております別冊予算説明資料、当初予算案の概要の3ページと15ページ以降にも記載しておりますが、このうち特に本年度の重点施策につい

て、ご説明を申し上げます。

まず、2款総務費でございますが、まちづくりの分野では、第2期四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的に推進するSDGsの取組の一環として、官民連携による食品ロスの削減に取り組んでまいります。

次に、広報広聴の分野では、ホームページやSNSなどを活用し、町民の方々に町の課題や施策などをより周知できるよう、まちの情報を積極的に発信していくと共に、本町の魅力を町内外に広く発信し、四万十町の知名度、魅力アップに努め、交流人口の拡大や、ふるさと納税のPRなどへつなげる取組を引き続き進めてまいります。

また、ケーブルシステム管理においては、導入後10年が経過した四万十ケーブルテレビの光回線装置の更新、並びに令和3年度に耐用年数を迎えるインターネットシステム機器の更新を行い、低コストで高い安定性、高速性、将来性のある設備構成により、システム環境や運用の効率化を図ってまいります。

次に、地域振興の分野では、第2次四万十町総合振興計画の目指す時代に合った地域づくりに向けて、引き続き、移住定住の促進や中山間地域の維持活性化、生活交通網の整備、人材育成などに取り組み、住民との協働のまちづくりを目指してまいります。

具体的には、移住定住施策におきましては、これまで取り組んでまいりました若者の定住促進、家族支え合いなどの住宅への支援や、移住定住促進用住宅の拡充整備とともに、移住定住人口拡大につながる新たなプロモーション事業を実施してまいります。

また、中山間地域の維持活性化施策におきましては、旧家地川小学校活用した集落活動センター「けやき」、町直営の簡易宿泊施設として整備した家地川地域活動拠点施設の開設を行い、周辺住宅の活用も含めて、集落機能の維持や地域の活性化に取り組んでまいります。

また、人材育成におきましては、基本方針を踏まえた実施計画の下、未来塾では引き続き高校応援大作戦を中心とした教育活動や就学支援を充実させ、学校現場や地域との協働による地元高校の魅力づくりに取り組みます。

また、地域や産業の活性化を目指した四万十塾及び産業振興塾では、新たな学びを望んでいる方々や地域課題の解決に向けて取り組む方々を連続講座や実践研究などを通して支援するとともに、職種や分野を超えたネットワークづくりにも努め、地域の将来を担う人材の育成と確保に取り組んでまいります。

次に、四万十川対策では、四万十川保全活用計画の基本方針に基づき、引き続き、アユ

資源の回復に向けた取組を中心に、濁水対策や保全対策に取り組むとともに、四万十川のイメージ向上と若年層へのアプローチを戦略的に進めるため、川ガキ育成として高知大学との連携による取組や、四万十川のPRを積極的に展開し、関係人口の増加や観光等への波及を目指します。

最後に、文化的施設については、知の拠点、まちづくりの拠点と位置付け、図書館・美術館機能に加え、コミュニティ機能なども有する施設として計画しています。この文化的施設では、従来の社会教育施設としての機能を大切にしながらも、今後の人づくり、子育て、健康づくり、産業、観光などあらゆる分野との連携、活用が重要と考えております。

このため、整備については町長部局に移管し、町として一体的な推進を図るため、文化的施設整備推進室を設置し、予算についても総務費で計上しておりますが、実施設計等の整備費については、今後、補正予算で計上させていただく予定でございます。

続きまして、3款民生費でございますが、社会福祉では町民の皆様が住み慣れた地域で、その人らしく、安心して充実した生活が送れるよう、共に支え合う地域福祉の実現に向け、第2期地域福祉計画に基づき取り組んでいるところですが、次期計画の策定に向けて、令和3年度には住民ニーズを把握するためのアンケートを実施し、令和4年度には計画案を検討するための基礎資料の整理を行います。また、高齢になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者福祉計画に基づき、配食サービスや高齢者等外出支援事業等の福祉サービスに取り組みます。

次に、子育て支援では、第2期子ども子育て支援事業計画に基づき、各種施策を推進し、出産祝金を始めとする支援事業に取り組むと共に、妊娠から子育てといった、それぞれの段階に応じた切れ目のない一体的な支援、対策により子どもを産み育てる環境の充実に取り組んでまいります。

続きまして、4款衛生費でございますが、保健衛生では、新型コロナウイルスワクチン接種が4月以降、優先順位が上位の高齢者から順次開始されるため、町内の各医療機関と連携し、ワクチン接種が可能な医療機関での個別接種、及び町が設ける集団接種会場でのワクチン接種が行える体制を確保します。

なお、ワクチン接種を希望する方は予約等相談センターに事前予約していただくなど、感染防止のための3密対策と合わせて円滑にワクチン接種を行える環境を整備します。

また、新型コロナウイルス感染症への不安が解消されない中、検診で遠方へ出向くなど、不安を抱える妊婦に感染症予防グッズを配布するマタニティママ支援事業により、少

しでも不安を解消し、安心して出産に臨めるよう取り組んでまいります。

併せて、町民の皆様の健康増進を図るため、第3期健康増進計画に基づき、従来どおり健康診査、各種がん検診の勧奨を進めていくとともに、健康ステーション事業など、町民自らが健康づくりに努めていけるよう取り組んでまいります。

次に、環境衛生では、環境行政の基本方針の基本方針、及び施策の方向性、長期的目標を定めた四万十町環境基本計画について、令和3年度をもって計画期間が満了するため、SDGs等の視点を盛り込んだ第2次四万十町環境基本計画を策定に向け、取り組んでまいります。

続きまして6款農林水産業費でございますが、農業分野では、従来の事業を必要に応じ、て着実に実施するとともに、新たな取組として、特に就農開始から間もない新規就農者の機械購入を支援するなど、地域の共通課題である担い手の重点的な育成を図ってまいります。

また、県内トップクラスの畜産関連の畜舎改築や環境対策について積極的に手立てするなど、本町において特に今後成長が期待できる畜産業の振興に努めてまいります。

次に、林業分野では引き続き、森林環境譲与税関連事業を幅広く展開するとともに、新規大型製材工場への建設費支援や公共施設への薪ボイラーの設置等、本町の保有する豊富な森林資源を十分に活用するための施策を実施いたします。

次に、水産分野では、特に新規漁業就業者を支援することとしており、これらの施策を通じて、総合的に本町の強みである農林水産業の生産体制の維持や、成長産業化を図ってまいります。

このほか、農地や集落を取り巻く災害対策として、ため池の耐震改修、ため池ハザードマップの作成を進めて災害時の迅速な避難等、安全対策に取り組むこととしております。

続きまして、7款商工費でございますが、商工業の振興を図るため、商工業振興助成事業や中心市街地活性化事業の実施により、商工業の育成、支援を行うとともに、まちなか再生支援事業を導入し、コワーキングスペース整備事業により旧商工会館を撤去し、跡地の有効活用など、市街地の活性化につなげてまいります。

また、地産外商推進事業では、第2期地産外商推進計画に基づき、事業者の販路開拓につながる支援の実施とともに、事業者の育成に取り組み、本町の地産外商を推進いたします。

次に、観光費では地域活性化企業人事業を活用した人材による観光商品の造成、着地型

観光ツアーの開発等により町内への新しい人の流れをつくり、各地区の観光地、観光施設への集客、滞留を推進してまいります。また、「自然」「体験」をキーワードに、各種施設の周知や、感染症対策等、受入れ環境の整備により交流人口の拡大に努め、観光列車の活用や周遊イベントの開催などによる町内の周遊促進の取組を進めてまいります。

続きまして、8款土木費でございますが、道路橋梁費では国の交付金事業を活用して、町道改良を進めるとともに、トンネル並びに橋梁の長寿命化修繕事業、町道維持修繕など、生活や経済活動に不可欠な社会資本の整備と安全確保に努めます。また、国の一般国道56号窪川佐賀道路の整備に合わせまして、その周辺整備に取り組んでまいります。

次に、下水道費では、吉見川浸水対策として、ポンプ場東側用地を購入して大型防災倉庫を整備し、今後の浸水対策の拠点となるよう取り組みます。

次に住宅費では、奥内第3団地の整備とともに、松葉川地区をモデルとした移住定住者への住宅等の環境整備について取り組んでまいります。

続きまして、9款消防費でございますが、消防署及び消防団の活動に係る経費のほか、四万十清流消防署の救急車の更新を予定しております。また、地震・津波対策に係る経費のほか、避難所の環境整備、令和2年度から実施している音声告知設備の再整備に係る経費を計上しております。

続きまして、10款教育費でございますが、ふるさとを愛し、志を持ち、地域に貢献できる人材の育成を目指し、四万十ふるさと学推進事業に取り組むと共に、1人1台のタブレット活用などにより、個別最適化され、創造性をより高めるICT教育を推進します。

また、学校の新型コロナウイルス感染症対策として、水道蛇口の自動水栓への交換など、引き続き必要な対策を進め、集団感染リスクの低減を図るほか、施設や設備の環境改善により、児童・生徒の安全確保に努めてまいります。

また、重要文化的景観の重要構成要素である曾我神社の改修工事について、事業主体である十和地域の小野地区に補助を行い、保存と活用を図ることとしております。

最後に、12款公債費でございますが、平成29年度に基金造成などの財源として起債いたしました過疎対策事業債の元金償還が始まったことなどから、前年度と比較して2,287万円の増額となっております。

以上が、歳入歳出予算の主な内容でございますが、前年度実績見込み等を勘案し、現段階で見込める限りの検討も加え、第1表歳入歳出予算に記載のとおり計上したところでございます。

続きまして、債務負担行為でございますが、奨学金等返還支援事業補助金については、支援期間を5年とするため、令和4年度から令和7年度までの期間を設定するものでございます。

次に、大規模畜産施設整備事業については、町内の養豚業者で構成される四万十ポークブランド推進協議会への支援事業でございます。令和3年度から令和4年度にかけて、豚舎等の長期整備計画に基づき県と合わせて支援するものでありまして、土地造成などの工期が流動的なため、令和3年度から令和4年度の期間を設定するものでございます。

以上2件、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額について、第2表に記載のとおり定めるものでございます。

次に、地方債でございますが、地方自治法第230条第1項の規定により借入れを起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法について、第3表に記載のとおり定めるものでございます。

また、一時借入金及び歳出予算の流用につきましては、第4条及び第5条に記載のとおり、それぞれ定めるものでございます。

なお、以上に伴いまして、町の預金に当たる積立基金残高は、前年度末からは5,282万円増加となる119億1,230万円を見込み、また、町の借金に当たる町債残高は9億5,781万円増加となる194億1,854万円を見込んでおります。

また、一般会計のほか、この後、提案いたします10の特別会計と水道事業会計を合わせた全12会計の予算規模は、会計間の重複分を差し引いて261億1,020万円となり、前年度当初と比較して20億4,970万円、8.5%の増加となっております。

以上が令和3年度一般会計当初予算案の主な内容となります。提案理由の冒頭でも申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症対策や産業基盤の構築・拡充施策、私の公約であります人材育成や防災、子育て、移住定住施策など、今やらなければならない事業施策を盛り込んだ積極型予算となっております。

これらの施策の推進については、職員一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き、町政に対するご理解とご協力を賜りますよう、お願いを申し上げまして、一般会計予算案の提案理由の説明とさせていただきます。

なお、この後、引き続き、新規事業であり、また、かつ1億円以上の新規事業については担当課長から補足させていただきますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

どうかご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由のご説明を終わります。

○議長（味元和義君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） それでは、先に農林水産課から補足説明をさせていただきます。資料は特別構えておりませんので、こちらの概要の資料をお手元にご用意ください。

当課の関係している1億円の事業は3件ございます。農業分野が2件、それから林業分野1件、いずれも国や県の補助金を有効に活用しながら実施する事業に対して補助する補助事業でございます。

まず、強い農業・担い手づくり総合支援事業でございますが、概要資料の30ページの上段でございます。こちらのとおり、事業主体はJA高知県で、同団体が策定をいたしました10か年の集出荷集約計画に基づくもので、高知県西南部のニラに係る集出荷場の再編整備の事業に対する補助事業でございます。

事業の内容といたしましては、四万十町、黒潮町など県西南部の主力の品目でありますニラの計量、結束及び包装を一括して行う新規集出荷場を整備するものでございます。

場所は四万十町仁井田地区の県道52号線沿い。今、既に補助対象外で自前で造成をしておるところでございます。

規模は敷地面積約9,000㎡で、建屋、予冷库、それから年間2,400トンの集出荷に耐えられる機器構成一式となっております。

開業については令和4年4月をめどとしております。

また、総事業費のうち補助対象経費は約11億円で、そのうち2分の1の額であります5億5,000万円を国の補助金で支援いたしまして、そのほか出荷農家が属する自治体連携、先ほど申しました、四万十町以外にも黒潮町等がございますけれども、その中で農家負担の軽減を目的に、町単独の上乗せといたしまして過疎債による5,000万円、合わせて予算要求しておりますとおり6億円の補助をしようとするものでございます。

次に、畜産競争力強化整備事業でございますが、これも同じく概要の説明資料、30ページの下段になりますけれども、こちらのとおりとなります。これは、町のみならず国全体の課題となっております畜産の生産基盤を確保し、収益性を高めることを目的としている事業でございます。

事業主体は四万十ポークブランド推進協議会でございますが、具体的にはその構成員で

あります養豚業者の四万十町八千数にございます四国デュロックファームが計画しております大規模な施設整備に要する経費に対して補助する補助事業でございます。

事業の内容といたしましては、3か年の長期の計画に基づくものになりますけれども、令和3年度についてはまだ1期目の整備事業となります。

場所はその八千数の今の農場を拡張、造成をしました用地約1万5,000㎡。規模は豚舎が4棟を整備するもの。使用については、完成後すぐに繁殖豚等を移動いたします。

また、第1期工事であります令和3年度総事業費のうち、補助対象経費は約7億2,000万円で、そのうち2分の1の額3億6,000万円を国補助金で支援をしようとするものでございます。こちらが令和3年度の予算となります。

この後、第2期、第3期工事、令和5年度までをめどとしておりますけれども、こちらについても同じように、国補助金の採択を目標としておりまして、概算額については資料中に記載をしておるところでございます。

そのほか、今回の予算上の措置といたしまして、県単事業を活用して令和4年度までの1億円の債務負担を要求しております。この県単事業の歳出予算計上につきましては、令和4年度の当初予算を予定しておるところでございます。

以上のことから、来年度につきましては予算要求額のとおり、全額国費の3億6,000万円の補助をしようとするものでございます。

最後に、木材加工流通施設整備事業でございます。新聞記事でも大きく取り上げられておりましたけれども、こちらも概要資料の33ページの下段になりますけれども、森林林業を取り巻く環境にとって必要不可欠な川中対策といたしまして、本町における林業の成長産業化を進めることが目的でございます。

事業主体は、県内外の5者で構成されます協同組合高幡木材センターでございまして、同団体が策定いたしました事業計画書に基づくもので、主に非住宅向け大型製材工場の整備事業に対する補助事業でございます。

事業の内容といたしましては、場所は現敷地、東大奈路にございますけれども、こちらを拡張、造成した用地約6,000㎡です。規模は倉庫、建屋と、あと乾燥機等の機械になりますけれども、生産量が年間2万800㎡の生産ができる能力を持つ機器一式です。開業は令和4年4月を予定しております。

また、総事業費のうち補助対象経費は約13億7,000万円で、そのうち2分の1を国、20%を県、10%を町の森林環境整備基金を充当いたしまして、合わせて予算要求をしてお

りますとおり、これは80%の補助になりますけれども、10億9,000万円弱の補助をしようとするものでございます。

以上、3事業とも非常に多額な予算額を要求しているところでございますけれども、各分野で抱えてきた長年の課題解決のため、この際、国や県の補助金などを最大限に有効に活用して実施する補助事業でございます。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） 続けて補足説明をさせていただきます。にぎわい創出課関係は、どちらとも国や県の補助金を有効に活用しながら、新たな移住者層への対応と商店街へのにぎわいの創出を図るコワーキングスペース整備事業、及び新型コロナウイルス感染症で影響を受けた町内事業者の皆様を支援対象とする経営力回復支援事業の2件です。

最初に、コワーキングスペース整備事業でございますが、資料は概要説明資料36ページ、下段に説明を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

まず、コワーキングスペースとはどのような施設かということでございますが、事務所スペース、会議室、打合せスペースなどを共有しながら、それぞれが独立した仕事を行う共同ワークスペースの環境を整備するものです。これによりましてテレワークと言われております在宅勤務や遠隔地勤務が可能な企業であったり、移住者層を四万十町に呼び込むことができます。また、商店街に立地するため、一般の共有スペースにおきましてはシェアキッチンを併設して、飲食系の企業支援、また地域の交流スペースとして整備します。商店街の皆さんが利用できる商談や商業スペースとしての活用もできます。

2階部分は登録企業が事務所として利用するとともに、中高生の学習の場等の提供も検討することができると考えております。

さらに敷地内には、一つの課題となっていましたイベントスペースの確保及び屋外トイレを設置しまして、商店街で行われるイベント、街歩きをされる観光客の方にも利用していただけるという多目的な施設として整備をするものでございます。

具体的には、場所は窪川地区本町商店街にあります商工会館を撤去し、その跡地に整備をするよう計画しております。規模は敷地となる町有地の総面積は約350㎡ありますが、建屋としましては床面積110㎡の2階建て、延べ床面積220㎡となり、利用者のニーズに合わせた設計が容易なユニットハウスを想定しております。また、敷地内の机、椅子といった什器一式も備品として購入する予定であります。

[illegible]

本町では、これまで新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者支援としまして、昨年4月から、休業補償協力金、経営持続化支援補助金、雇用労働継続支援助成金、また、感染症対策施設整備補助金など、各支援事業を実施してきたところでございますが、今回のこの支援事業につきましては、昨年12月からの第3波と言われる新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内の事業者支援として、固定経費であります水光熱費の補助、また、特に大きな影響を受けている旅客運送、宿泊業及びイベント露天商を主なりわいとする事業者 に一定の上乗せの支援を実施するものです。

本議会でご承認をいただければ、議会終了後すぐに町内事業者への周知を行いまして、4月から申請を行い、できるだけ早く補助金の支払いを実施したいと考えております。

以上、にぎわい創出課の２事業とも多額な予算を要求しているところでございますが、施設整備では、平成30年度に策定しました市街地再生基本構想の対応方針を基に、旧商工会館の跡地有効活用という長年の課題解決を含めて市街地のにぎわい創出を図るため、また、新型コロナウイルス感染症対策としましては、事業者支援を確実に実施するために国や県の補助金などを最大限に有効活用した事業でございます。ご審議のほど、よろしくお

願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第64号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第68、議案第65号令和3年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算、日程第69、議案第66号令和3年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算、日程第70、議案第67号令和3年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算、日程第71、議案第68号令和3年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算、以上、議案第65号から議案第68号までの4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第65号から議案第68号までの各特別会計予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第65号令和3年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算案についてでございます。

令和3年度の予算編成に当たりまして、基本となる国保被保険者数を4,660人と見込み、これによる予算総額を歳入歳出それぞれ24億8,170万円と定め、事業の健全運営と町民の皆様の健康保持・増進を図るものでございます。

なお、款項ごとの予算額については第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

予算の主な内容といたしまして、歳出では、2款の保険給付費において、過去の医療費の動向を踏まえて推計し、17億2,300万1,000円を計上しております。また、3款の国民健康保険事業納付金に6億744万2,000円、5款の保健事業費に2,388万9,000円を計上しております。

一方、これを賄う歳入につきましては、1 款の国民健康保険税で3 億7,044 万1,000 円を見込んだほか、3 款の県支出金で17 億9,654 万3,000 円を計上しております。また、5 款の繰入金では、一般会計繰入金で繰入基準に基づく法定繰入れのほか、四万十町独自の基準に基づく法定外繰入れといたしまして、財政調整繰入金2,200 万円を計上しております。

なお、この令和3 年度予算案につきましては、去る3 月3 日、四万十町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいております。

続きまして議案第66 号令和3 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算案についてでございます。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ4 億330 万円と定めるものでございまして、款項ごとの予算額につきましては、第1 表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

主な歳出といたしまして、総務費では、職員給与費や会計年度任用職員報酬、各種業務委託料などで合わせて3 億2,211 万2,000 円、医業費では医薬材料費や各種医療機器の保守点検委託料などで合わせて4,980 万7,000 円、給食費では賄材料費などで472 万8,000 円、公債費では元利償還金で2,465 万3,000 円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う主な歳入につきましては、診療収入で1 億9,917 万円を見込むとともに、国の国保特別調整交付金として運営費分3,200 万円を国保会計を通じて繰り入れることとしており、不足する財源については一般会計からの繰入金1 億4,536 万6,000 円に対応することとしております。

また、地方債につきましては、地方自治法第230 条の第1 項の規定により起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2 表に記載のとおり定めると共に、一時借入金の最高額につきまして、第3 条に記載のとおり定めるものでございます。

続きまして、議案第67 号令和3 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算案についてでございます。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ1 億810 万円と定めるものでございまして、款項ごとの予算額については、第1 表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

主な歳出といたしまして、総務費では職員給与費や会計年度任用職員報酬、各種業務委託料などで合わせて8,625 万4,000 円を計上しております。また、医業費では医薬材料費や各種医療機器の保守点検委託料などで合わせて1,980 万9,000 円を計上しております。

一方、これを賄う主な歳入につきましては、診療収入で7,491 万円を見込むとともに、

国の国保特別調整交付金として、運営費分1,000万円を国保会計を通じて繰り入れることとしております。なお、不足する財源につきましては、一般会計からの繰入金1,842万1,000円に対応することとしております。

また、一時借入金の最高額につきましても第2条に記載のとおり定めるものでございます。

最後に、議案第68号令和3年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算案についてでございます。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ900万円と定めるものでございまして、款項ごとの予算額については、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

主な歳出といたしまして、総務費では職員給与費及び運営経費などで884万6,000円、医療費では医薬材料費として5万4,000円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う主な歳入といたしましては、診療収入で16万9,000円、県のへき地診療所運営費補助金で120万7,000円、一般会計からの繰入金で732万3,000円をそれぞれ計上しております。

以上4件の予算案につきまして、ご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第65号から議案第68号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第65号から議案第68号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

お諮りします。

本日の会議時間は会議日程の都合により、あらかじめ延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間は延長する

ことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第72、議案第69号令和3年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算、日程第73、議案第70号令和3年度四万十町介護保険事業特別会計予算、以上、議案第69号及び議案第70号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第69号並びに議案第70号の各特別会計予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第69号令和3年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算案についてでございます。

本事業は、高知県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営しており、市町村は被保険者の資格管理や保険料徴収事務、保険証の発行や給付申請の受付などの窓口事務に加え、増大する医療費削減の一環として行っている保険事業を主な業務としております。本町におきましては、新年度の予算編成に当たり、被保険者数を4,212人と見込み、予算総額を3億2,920万円と定め、制度の健全かつ円滑な運営を図るものでございます。

なお、款項ごとの予算額については、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております、一時借入金の最高額については、第2条に記載のとおり定めるものでございます。

続きまして、議案第70号令和3年度四万十町介護保険事業特別会計予算案についてでございます。

第8期介護保険事業計画期間の初年度となる令和3年度の予算編成に当たりましては、令和元年度事業実績及び令和2年度の決算見込額を基に現時点で想定される所要額を計上しております。

主な歳出といたしましては、2款保険給付費におきまして、過去の介護給付費の動向や介護報酬の改定などを踏まえて推計し、24億8,800万7,000円を見込んだほか、5款地域支援事業費では2億193万円を計上しております。

一方、これを賄う歳入といたしましては、第8期介護保険事業計画に基づき、保険料基準額は第7期と同額とし、1款の保険料に4億407万円を計上するなど、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなり、予算総額は27億6,280万円となっております。

また、一時借入金の最高額及び歳出予算の流用につきましても、第2条及び第3条に記

載のとおり、それぞれ定めるものでございます。

以上2件の予算案につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第69号及び議案第70号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第69号及び議案第70号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことと決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第74、議案第71号令和3年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算、日程第75、議案第72号令和3年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計予算、以上、議案第71号及び議案第72号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第71号及び議案第72号の各特別会計予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第71号令和3年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算案についてでございます。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ3億4,970万円と定めるものでございまして、款項ごとの予算額につきましては、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

主な歳出といたしましては、1款総務費で介護老人福祉施設管理システムの再構築委託料などで2,062万3,000円、2款サービス事業費では職員人件費、介護サービスに係る給食費等の賄材料費などで合わせて3億2,800万1,000円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う主な歳入といたしましては、1款のサービス収入におきまして、介護報酬の改定や前年度の実績を勘案し、2億8,720万9,000円を見込んだほか、不足する財源

については基金等からの繰入金6,229万5,000円に対応することとしております。

また、一時借入金の最高額について、第2条に記載のとおり定めるものでございます。

続きまして、議案第72号令和3年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計予算案についてでございます。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ2億7,650万円と定めるものでございまして、款項ごとの予算額については、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

主な歳出といたしまして、1款総務費では、介護老人福祉施設管理システムの再構築委託料のほか、照明設備LED化工事費及び敷地のり面の落石防止対策工事費などで合わせて3,037万7,000円を見込んだほか、2款サービス事業費で、職員人件費、介護サービスに係る給食費等の賄材料費や調理業務委託料などで、合わせて2億4,512万3,000円を計上しております。

一方、これを賄う主な歳入といたしましては、1款のサービス収入におきまして、介護報酬の改定や前年度の実績を勘案し、1億9,457万4,000円を見込んだほか、不足する財源については一般会計からの繰入金7,711万7,000円に対応することとしております。

また、地方債については、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表に記載のとおり定めると共に、一時借入金の最高額について、第3条に記載のとおり定めるものでございます。

以上2件の予算につきまして、ご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第71号及び議案第72号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第71号及び議案第72号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第76、議案第73号令和3年度四万十町農業集落排水事業特別

会計予算、日程第77、議案第74号令和3年度四万十町下水道事業特別会計予算、日程第78、議案第75号令和3年度四万十町水道事業会計予算、以上、議案第73号から議案第75号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第73号及び議案第74号の各特別会計予算案並びに議案第75号の水道事業会計予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第73号令和3年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算案についてでございます。

令和3年度の業務といたしましては、宮内、江師及び大正森ヶ内地区3施設の加入戸数118戸に対して年間約4万6,000m<sup>3</sup>余りの汚水を処理する予定であり、予算総額を歳入歳出それぞれ3,240万円と定めるものでございます。

主な歳出といたしまして、総務管理費では、令和6年度に公営企業会計に移行するための固定資産台帳の整備等に係る費用として地方公営企業法適用支援委託料549万8,000円を計上するとともに、施設等の維持管理費では836万円、公債費では1,753万6,000円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う歳入については、事業収入及び繰入金など、それぞれ第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

また、地方債につきましては、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表に記載のとおり定めるものでございます。

続きまして、議案第74号令和3年度四万十町下水道事業特別会計予算案についてでございます。

令和3年度の業務といたしましては、田野々処理区の処理対象人口900人余りに対し、年間約9万7,000m<sup>3</sup>の汚水を処理する予定であり、予算総額を歳入歳出それぞれ5,550万円と定めるものでございます。

主な歳出といたしまして、総務管理費では、令和6年度に公営企業会計に移行するための固定資産台帳の整備等に係る費用として地方公営企業法適用支援委託料1,021万1,000円を計上するとともに、施設の維持管理費では1,621万2,000円、公債費では2,854万9,000円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う歳入については、使用料及び繰入金など、それぞれ第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

また、地方債につきましては、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法、第2表に記載のとおり定めるものでございます。

最後に、議案第75号令和3年度四万十町水道事業会計予算案についてでございます。

令和3年度の業務といたしましては、給水人口1万6,379人、給水戸数8,430戸と想定し、年間約244万<sup>3</sup>mを給水する予定であり、第3条収益的収入及び支出におきまして、給水収益など5億9,324万4,000円の事業収益を見込むと共に、事業費用では職員給与費を含む施設維持管理費、減価償却費などの営業費用及び企業債の償還利子などの営業外費用で合わせて5億9,281万円を計上しております。

次に、第4条基本的収入及び支出では、出資金などで1億4,757万2,000円の収入を見込むとともに、支出では建設改良費で9,281万7,000円、企業債償還金で3億5,779万円をそれぞれ支出見込額として計上しております。支出に対して、不足する額3億303万5,000円については、過年度分損益勘定留保資金で補填する予定としております。

また、第5条から第9条につきましては、企業債、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することができない経費及び他会計からの補助金、並びに棚卸資産購入限度額をそれぞれ定めるものでございます。

以上3件の予算案につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第73号から議案第75号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第73号から議案第75号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第79、請願・陳情を議題とします。

本日までに受理をしました請願・陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりでございます。会議規則第95条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 4 時50分 散会